

Vol.
361
令和8年4月

みおつくし
標

土地家屋 調査士 大阪

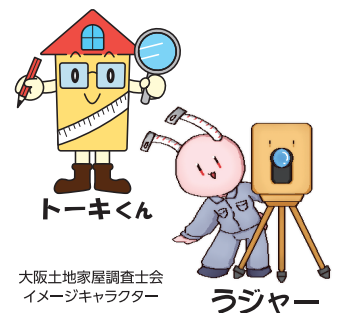


境界
紛争

ゼロ
宣言

大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
TEL: 06-6942-3330 FAX: 06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会
イメージキャラクター

ラジャー



土地家屋調査士倫理綱領

(第43回・日調連総会制定)

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

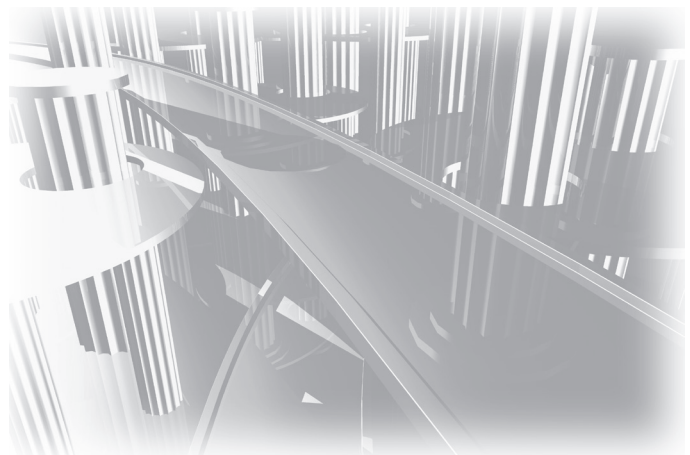
2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

- 4** 令和7年度 第2回会員研修会 「所有者不明土地・管理不全土地管理制度の実務解説」
- 5** 令和7年度 新会員研修会 令和7年12月6日・7日
- 9** 新会員研修会 ～受講者の感想文～
-
- 21** 毎年恒例、大阪工業大学寄附講座を今年も実施！
- 22** 令和7年度 松原市空き家なんでも大相談会の報告
- 23** 令和7年度 第1回・第2回 境界問題相談センターおおさか研修会
- 24** 大阪法務局職員表示登記実務研修の報告
-
- 25** 仕事と人権、どこでつながる？
- 27** 規則・規程等の制定・改正・廃止について
-
- 28** 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより
- 29** 大阪土地家屋調査士政治連盟だより
- 30** 大阪青年土地家屋調査士会だより
-
- 30** 令和8年度 第88回定時総会のお知らせ
-
- 31** 会員異動
- 34** 常任理事会
- 35** 理事会
- 40** 業務日誌
- 43** 公嘱協会の動き
- 44** 行事予定
- 44** 編集後記
- 45** おくやみ／訃報／訃報の対応／支部別会員数



令和7年度 第2回会員研修会

講演
テーマ

所有者不明土地・管理不全土地管理制度の実務解説

日 時：2026年2月25日(水)午後2時～午後4時30分
開催場所：エル・おおさか(大阪府立労働センター)エルシアター
大阪市中央区北浜東3-14
講 師：弁護士 北田 海人 様(京都弁護士会所属)



令和8年2月25日(水)午後2時から大阪市中央区の「エル・おおさか(大阪府立労働センター)」で第2回会員研修会が開催されました。2月下旬とは思えないほど、ここ数日は春のような暖かい日が続いておりましたが、当日は久しぶりに雨が降り、少し足元の悪い中でしたが390名というたくさんの会員とその他補助者もこの研修に参加されました。

最初に河崎尊業務研修部長が開会の辞と研修の趣旨を述べられ、次に松島稔会長の挨拶がありました。会長挨拶の中では、本会与支部との新たな関係について述べられ、今後の支部を含んだ大阪会全体の組織の在り方を説明されました。そして、研修が始まりました。研修は、京都弁護士会所属の北田海人弁護士に「所有者不明土地・管理不全土地管理制度の実務解説」の演題で講義していただきました。

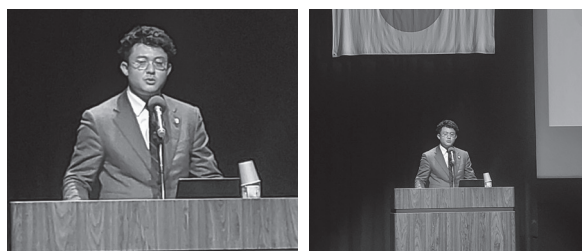
講義内容は、まず令和3年に創設された所有者不明土地管理制度(民法第264条の2)と管理不全土地管理制度(民法第264条の8)の概要を説明され、次に今までの制度との違いを説明していただきました。具体的には、今までの「人」単位の管理制度に対して、「特定の不動産」単位の管理が可能になりました。すなわち、今までは不動産を管理する場合、特定の不動産以外の財産も管理等する必要があったのが、特定の不動産のみの管理ができることになり、これにより管理費および予納金の軽減や、所有者不特定でも管理人を選任することが可能になりました。会員の皆さまは、このハードルの下がった制度をどのような場合に業務に取り入れることができるか等を模索しながら真剣に講義を聞いていました。仮に隣接土地所有者が不明でも、令和3年創設により、当該隣接土地のみに管理者が選任されていたら、筆界の確認ができることになるのではないのでしょうか。

次に申し立てから終了までの流れを説明されました。思ったより早く終了すると感じたのは私だけでしょうか。利害関係人であることや管理が必要である等の要件はあるものの、法律が実社会に適合してきた感じがしました。

最後に、どのような場合に使えるかのケーススタディで解説され、北田先生が体験された事例や実際の事例などを丁寧に説明していただきました。通常業務では、土地家屋調査士がこの2つの制度に関わることは少ないと思いますが、頭の隅にこの制度を入れておくだけで、いざというときには、業務の対応を変えることができるようになったと思います。

最後に業務研修部担当の山脇優子副会長が北田先生へのお礼と会員へ研修会の参加のお礼と、今後、大阪会では研修を充実させていくことを約束され、閉会の挨拶で研修会は終了しました。

(社会事業部理事・古屋禎孝)



令和7年度 新会員研修会 令和7年12月6日・7日

令和7年12月6日（土）、7日（日）の2日間にわたり、大阪土地家屋調査士会館4階会議室で令和7年度新会員研修会が開催されました。

司会を松川浩一業務研修部理事が務められ、34名の新会員が受講されました。

12月に入って急に寒くなり、インフルエンザが猛威を振るい、新型コロナウイルスもまた増えてきている状況でも、2日間の集合研修を皆さん、元気に受講されていました。第1日目は、河崎尊業務研修部長が開会の辞、研修の趣旨を説明された後、松島稔会長の「補助者経験者、補助者未経験者がいる中、土地家屋調査士としての倫理、心得、業務に際しての注意点など」の話から始まり、午前中は、藤野充業務研修部副部長と中山武彦同部理事が「土地家屋調査士の業務について～大阪における調査・測量～」と題して講義をされました。今回の研修も昨年と同様5、6名の班分けを行い、グループディスカッションによる講義形式が取り入れられ、新会員同士のコミュニケーションも図れるように工夫されておりました。中山理事からは土地の境界確定測量の作業の流れについて実例を基に、見積・街区基準点選点・立会時の注意点等を話され、藤野副部長からは建物の業務について、特に建物の特定することの重要性を滅失登記の事例を交えてご講義いただきました。講師経験豊富な両理事による講義は、大変スムーズで新会員でも分かるように編成されていました。お昼休憩後は、河崎部長が「不動産登記規則第93条調査報告書について」と題して講義されました。調査報告書が導入されてからかなりの年数が経っていますので、補助者経験のある方は使い慣れておられるかもしれません。休憩の後、上田大人業務研修部理事から「不動産表示登記事務取扱基準について」と題して講義がされました。これは実務に直接結び付く重要な内容であり、何度か改正があり、その都度会員研修会等でも研修が行われてきました。続いて、社会事業部の松本悟理事が「資料調査・明示について」と題して、大阪市、東大阪市、姫路市の明示手続きについて講義されました。松本理事も近畿大学寄附講座で講師の経験をされていますので、とても分かりやすい講義だったと思います。

少しの休憩後、脇本佳昭専務理事から「土地家屋調査士と倫理について」を話されました。倫理綱領

については社会事業部が年4回発行している会報誌に載せておりますので、ご確認いただければと思います。その後は休憩をはさみながら、大阪土地家屋調査士協同組合の江川秀樹総務部長、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の安倍徹夫総務部長、大阪土地家屋調査士政治連盟の中林邦友会長、大阪青年土地家屋調査士会（青調会）の杉村光昭副会長と続けました。江川総務部長は「協同組合について」話しをされました。協同組合は組合員の福利厚生を図る目的で設立された中小企業等組合法に基づく組合です。平成8年に設立された組合は約8割の会員が加入されています。業務関連の物品や各種保険、毎年会員・組合員を対象にしたレクリエーションも開催されます。ぜひ皆さんご加入いただき、調査士の輪を広げましょう。続いて、安倍総務部長からは「公嘱協会について」と題し、公嘱協会とは官公署等から土地家屋調査士業務を受託できる団体であり、土地家屋調査士はこの協会の社員となって業務を受託することになりますと話されました。

その後、中林会長は政治連盟の活動として国会議員等に土地家屋調査士制度の重要性を働き掛けていることなどを説明されました。また、政治連盟は制度の維持を行う上で重要な組織であるにもかかわらず全会員が加入しているわけではないので、ぜひ一人でも多くの会員に加入していただきたいと話されました。

次に青調会の杉村副会長は青調会の取り組みなどについて話されました。青調会は青年といっても年齢層は広く加入できるようです。新会員の方もぜひ加入していただき、調査士同士のつながりを深めていただきたいと思います。ぜひこちらにも加入をお願いしたいと思います。

第1日目の講義はこれで終わり、その後場所を近くにある「プリムローズ大阪」に移動して懇親会を行いました。講師たちも参加しての懇親会では、新会員が自己紹介をし、新会員同士で話したり、講師への質問等を行ったり、終始和やかな雰囲気の中、懇親会は終了しました。毎年懇親会で新会員同士が仲良くなり、業務上でも助け合っているという話を聞かされた時にこの懇親会は大変有意義なものであると実感しております。

昨日の懇親会で皆さんが打ち解けていたこともあり、和やかな中、2日目の講義が始まりました。司会は昨日に引き続き松川理事が務められました。本日最初の講義は、大阪法務局民事行政部不動産登記部門表示登記専門官の那須理恵様から「筆界特定制度について（表示登記を含む）」と題して講義していただきました。筆界特定制度は、土地の筆界を巡るトラブルを解決する制度で平成18年にできました。以後大阪をはじめ全国で多数の筆界が特定されたと聞いており、筆界特定の申請は、1番が大阪らしいです。お昼休憩をはさんで、資料センター運営委員会の西村右文委員から「資料センターシステム」と題して講義をされました。このシステムには資料バックアップシステムと基準点管理システムの2つがあります。資料バックアップシステムは、業務を行う上で必要な区画整理図面を従来は事務局に來られて資料地図の開示をされていましたが、それがネットからダウンロードできるようになっております（もちろん従来どおり事務局でも開示は行っております）。もう一つの基準点管理システムは、街区基準点を役所から借用いただき、このシステムへ委員の方が登録していただきました。

そのおかげで役所の窓口で申請しなくてもシステムから使用することができ、かなりの時間が短縮で

きようになりました。膨大な量の基準点を登録してくださった委員の皆さま、ありがとうございました。続いて、休憩後に滞標ネット運営委員の正井利明講師が「滞標ネットとオンラインについて」それぞれ説明していただきました。滞標ネットは大阪土地家屋調査士会の会員サイトです。日本土地家屋調査士会連合会からの連絡や各部・各委員会の連絡・報告等毎日たくさんの連絡・通知があります。業務を行う上での重要なことも書き込みされますので、新会員の方は毎日滞標ネットを見るように心掛けていただくようお願いいたします。また、オンライン申請が主になってきております。新会員の方も滞標ネットにオンラインに関する情報をいち早く正井委員が伝えてくださってますのでご確認いただき、慣れておられない新会員の方も今後も開催されるオンライン申請の研修会を積極的に受けていただき、オンライン申請に早く慣れていただきたいと思います。

休憩後は総務部の八幡憲一理事から「大阪土地家屋調査士会会則について」と題して講義をされました。会則は土地家屋調査士が守らなければならない規則です。会則違反になりますと懲戒処分の対象にもなりますので、必ず遵守いただくようお願いいたします。休憩をはさみ、綱紀委員会の西田修尋委員長から「綱紀事案とならないために」と題して話がありました。ネットが普及されるにつき、世の中に土地家屋調査士業務が知れ渡るとちょっとしたことで揉めてしまって大きなことになり、綱紀事案になってしまうケースもあるかと思っております。西田委員長からの講義を十分に頭に入れて新会員の方は業務に励んでいただきたいと思います。

最後の休憩を入れて、財務部の吉田栄江部長から「会費納入について」と題して講義されました。吉田部長は6カ月会費を滞納されますとみなし退会となって当会を除籍されてしまう。皆さん、注意してくださいと話されました。

最後に、山脇優子副会長が閉会の辞をされ、2日間の新会員研修会は終了しました。

新会員の方はこれから土地家屋調査士として業務していく中で松島会長のお話を忘れずに業務を行っていただきたいと思っております。研修会を受講された新会員の皆さんのご活躍を祈念しております。講師を務めていただいた役員の方々、研修会を企画いただいた業務研修部の方々、お疲れさまでした。

(社会事業部理事・渡口優／社会事業部)



上段：河崎部長、松島会長、中山理事
 中段：藤野副部長、上田副部長、松本理事
 下段：正井委員長、八幡理事、西田委員長

社会事業部からのお願い

基準点管理システムを使用した場合は本会と役所へ使用報告書を提出していただくことになっております。会員の方は必ず本会と役所へ使用後報告書をご提出いただくようお願いいたします。

令和7年度 大阪会新会員研修会受講者のみなさん

(敬称略)

登録番号	支部	会員氏名	登録番号	支部	会員氏名	登録番号	支部	会員氏名
3438	北	玉置 平	3492	北 摂	山田 浩之	3509	大阪城	森田 幸一
3464	北 摂	阿部 智哉	3493	北 摂	辻 翔太	3510	中 央	勝見 吉昭
3478	北 摂	野間 真樹	3494	北	嶋田 和義	3511	北	中村 真紀
3479	大阪城	南部 琢	3496	北河内	川西 章弘	3512	北	三田 武
3480	堺	南條 智正	3497	北	岡根 由莉	3513	大阪城	弓倉多江子
3481	大阪城	島田 泰幸	3498	北	小林 清次	3515	大阪城	木村 洋輔
3482	北	高木 大悟	3499	北	川添 和俊	3516	中河内	戸田 尊文
3484	北	中林 良彦	3502	北	柴田 翔生	3517	大阪城	石井香秀里
3485	北	瀧口 晃弘	3503	北	東郷 裕規	3518	北	今西 幹
3486	中河内	森 大将	3504	北	橋本 佳典	3520	北 摂	野尻 裕司
3488	堺	新村 和之	3505	大阪城	鳥居 友希			
3490	北	河野 太陽	3506	中 央	宮崎英二郎			

測量機械・ノンプリズムトータルステーション
 測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機
 セオドライト・レベル・光波距離計レンタル

各種機械販売及び修理

株式会社 大阪西部

代表取締役 落合 孝行

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

TEL 大阪06 (6768) 3191 (代表)

FAX 大阪06 (6762) 9761

E-mail: osakaseibu@ac.auone-net.jp

<https://r.goope.jp/osaka-seibu>



大阪土地家屋調査士会 令和7年度 新会員研修会 日程表

第 1 日目

令和7年12月6日(土)

司会：業務研修部理事
松川 浩一

- 10:00~10:05 ■開会の辞・研修の趣旨
業務研修部長 河崎 尊
- 10:05~10:15 ■講話
会長 松島 稔
- 10:15~12:00 ■土地家屋調査士の業務について
～大阪における調査・測量～
業務研修部理事 中山武彦
同副部長 藤野 充
- 12:00~12:50 昼食
- 12:50~13:40 ■不動産登記規則第93条調査報告書について
業務研修部長 河崎 尊
- 13:40~13:45 休憩
- 13:45~14:35 ■不動産表示登記事務取扱基準について
業務研修部副部長 上田大人
- 14:35~14:45 休憩
- 14:45~15:25 ■資料調査、明示について
社会事業部理事 松本 悟
- 15:25~15:30 休憩
- 15:30~16:30 ■土地家屋調査士と倫理について
専務理事 脇本佳昭
- 16:30~16:35 休憩
- 16:35~16:45 ■協同組合について
大阪土地家屋調査士協同組合
総務部長 江川秀樹様
- 16:45~17:00 ■公嘱協会について
公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
総務部長 安倍徹夫様
- 17:00~17:15 ■政治連盟について
大阪土地家屋調査士政治連盟
会長 中林邦友様
- 17:15~17:30 ■大阪青年土地家屋調査士会について
大阪青年土地家屋調査士会
副会長 杉村光昭様

第 2 日目

令和7年12月7日(日)

司会：業務研修部理事
松川 浩一

- 10:00~11:45 ■筆界特定制度について
(表示登記を含む)
大阪法務局民事行政部不動産登記部門
表示登記専門官 那須理恵様
- 11:45~12:35 昼食
- 12:35~13:25 ■資料センターシステムについて
資料センター運営委員会
委員 西村右文
- 13:25~13:30 休憩
- 13:30~14:20 ■滞標ネットとオンラインについて
滞標ネット運営委員会
委員 正井利明
- 14:20~14:25 休憩
- 14:25~15:10 ■大阪土地家屋調査士会会則について
総務部理事 八幡憲一
- 15:10~15:15 休憩
- 15:15~16:00 ■綱紀事案とならないために
綱紀委員会委員長 西田修尋
- 16:00~16:05 休憩
- 16:05~16:25 ■会費納入等について
財務部長 吉田栄江
- 16:25~16:30 ■閉会の辞
副会長 山脇優子

新会員研修会 ～受講者の感想文～



北支部 ————— 玉置 平

私は土地家屋調査士としては少数派である、一切の実務経験がないまま資格を取得した者です。不動産登記法についてはよく学び、熟知しているつもりですが、どうしても実務の経験が少ないため、業務の上で頭を悩ませることが多いです。今回の新会員研修会では、実務に関する研修が多く、とても有意義な時間であったと感じました。実務での答えは1つではなく、1日目のグループ討論では同じチームのメンバーの中でもいろいろな意見があり、自身では全く思い浮かぶことのなかった考え方があり、誰かと意見交換をしてより良い方法を考えることの重要性を感じました。また、研修では公嘱協会や政治連盟、青調会の紹介もあり、土地家屋調査士という資格を根本から支えてくれている政治連盟の意義や、青調会の楽しそうな雰囲気も非常に記憶に残る内容でした。

2日目には大阪法務局の表示登記専門官の方から筆界特定制度についての研修があり、なかなか貴重な機会を設けていただき、大変勉強になる内容でした。私自身、筆界特定の申請をした経験はありませんが、実際に申請から筆界特定に至るまでの生の声を聞くことができ、いつか自身も筆界特定制度を利用する機会があるかもしれないので、かなり勉強になる内容でした。2日目は実務面以外でも基本となる会則で綱紀事案についての研修があり、1人の人間ではなく、土地家屋調査士として全体の信用失墜につながるようなことがないように、より一層気を引き締めて業務に取り組もうと思いました。

最後に、土日にもかかわらず今回は多くの方に大変有意義な研修をしていただいたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

北摂支部 ————— 阿部 智哉

2日間の研修ありがとうございました。土地家屋調査士としてより一層知見を広げ、同業の仲間と出会うことができましたすてきな時間でした。研修の中で説明責任という単語が登場し、そのことについて考える部分がありました。立会のときに、相手が理解しやすいように端的に説明していました。土地の成り立ちやどのような資料を根拠として境界の査定を

行っているかを説明していないこともありました。今思うと、調査士として説明責任を十分に果たせていなかったと思います。先日、本人確認のために運転免許証の写真を撮らせていただいた隣地土地所有者の方がいました。その方に本人確認および相続関係沿革調査のために写真を撮ると説明しました。しかし、後日写真を撮ったことが納得できず、再度撮影した理由を説明してほしいと言われました。再び説明したときにご理解してもらえ、お互い納得して業務を進めることができました。相手の表情や態度を見ながら、一人一人に合わせた説明を心掛け、しっかりお互いが納得できる説明を行ってまいりたいと思います。筆界特定登記官が大阪に5名しかいないことに驚きました。筆特に時間がかかるのも仕方のないことだと思いました。少しでも件数が減ることで筆界特定登記官の負担を減らし1件当たりの時間を短くしてもらえるように調査士側からもサポートする必要があると思いました。なんでもかんでも筆界特定はやめたいです。全ての研修が、この先の調査士人生の土台となるような素晴らしいものでした。一人の土地家屋調査士としてこれからも知見を深め、周り助け合いながら、楽しく前に進んでいこうと思いました。

われわれ新会員のために動いてくださった皆さま、このたびは大変お世話になりました。今後ともよろしく願い申し上げます。

北摂支部 ————— 野間 真樹

このたびは、新会員研修会のために貴重なお時間を費やしてくださった講師先生方、事務局の方々、2日間お世話になり、ありがとうございました。講師先生方の実際業務での経験談を聞かせていただけたことや、現場での苦労話や失敗談や注意点等具体的なお話もしていただき、今後調査士業務を続けていく上で、まだまだ不安なところもありましたが、先輩先生方も苦労や問題に直面し、それを乗り越えてこられて今があるのだと、心強いお言葉でした。

当初は未経験者でしたが、18年間補助者（有資格者）として調査士業務に携り、有資格者として自分なりに調査士としての自覚を持って業務を行ってきましたが、今回の新会員研修会を受けてまだまだ

甘い部分が多々あったことに気付かされました。

これからはより一層調査士としての自覚を持って調査士業務に携っていきたいと思います。

2日間の新会員研修会を終えて、講義および懇親会と有意義な時間を過ごせたことに感謝いたします。

大阪城支部 ————— 南部 琢

このたびの新会員研修会は、非常に有意義な2日間となりました。熱心にご指導いただいた講師の先生方、ならびに円滑な運営に尽力された大阪会役員の皆さまに、厚く御礼申し上げます。

まず、倫理に関する講義では、不動産の表示に関する登記の専門家として、常に緊張感を持って業務に臨む重要性を改めて自覚いたしました。法令や取扱基準、度重なる法改正への深い習熟、そして不断の自己研さんが不可欠であることを理解し、その職責の重さに改めて身を引き締めました。実務面でも、多くの講義が今後の業務に通じる貴重な学びとなりました。特に、不動産登記規則第93条調査報告書に関する講義は、実務で報告書を作成する際の指針となるものでした。日常の業務で重視すべき具体的な留意点を学べたことは、大きな収穫です。加えて、筆界特定制度についても、土地家屋調査士にとって欠かせない基礎知識を復習し、実践的な理解を深めることができました。

今後は、この研修で学んだことを日々の業務に生かし、土地家屋調査士として誠実に励んでまいりたいと思います。

堺支部 ————— 南條 智正

2日間にわたる新会員研修会に参加し、大変有意義な機会をいただきました。運営に携わられた講師、役員の方々に御礼を申し上げます。

1日目の「土地家屋調査士の業務について～大阪における調査・測量～」の講義は、具体的な土地の案件を設定し、見積り金額、基準点測量、トラバー配点、立会等をグループ内で意見交換し、リーダーにまとめて発表してもらおうという内容でしたが、他の先生方の考え等に触れることができ、大変刺激になりました。具体的な1つの事件について皆で考える、というのが非常にいい研修内容だと思います。続く93条調査報告書、登記事務取扱基準、明示の講義、また2日目の筆界特定制度について、簿簿ネットとオンラインについての講義は未知な事柄も多く大変貴重な講義内容でした。全体を通し、調査士の

業務における自己の認識、理解を深める必要性を感じる機会となりました。

今回の新会員研修会での講義から得た知識等を踏まえて、さらに自己研さんに励む契機としてまいりたいと思います。

このたびは大変ありがとうございました。

大阪城支部 ————— 島田 泰幸

大阪城支部の島田と申します。このたびは新会員研修会に参加させていただきましてありがとうございました。多くの新会員や、他会からの転入の方等すごい活気がある研修会で普段の研修とは一味違う会で、自身も大阪会に出戻りではありますが、諸先輩方が見つないできた大阪会の雰囲気味わうことができ、大変うれしく思います。研修は2日間にわたり、新規入会の方や普段実務をされている方にも改めて調査士という資格を意識できるものでした。倫理については、果たして自身が受託した仕事に対して、改めて身が引き締まる思いでした。自身がお客さまに対して迅速に報告し、お客さまとコミュニケーションが取れているか？ 受託した仕事に対して、もっと手際よくできたのではないかと。帰宅時の電車の中で考えさせられました。綱紀事案等具体的な話。93条調査報告書への記載について等、新規の方には難しいものですが、自身が受け持った調査士としての職責を意識できる講義でした。

また、ざっとした見積りについての意見交換や基準点の回し方など、それぞれのやり方があり、面白く受講させていただきました。大阪での地域的なルール等、共に学んだ先輩や後輩等と意見を聞いたりしながら、これからの業務に役立てたいと思います。

自身の職責を十分に意識し、調査士として恥ずかしくないよう職務に努めてまいります。これからもご指導のほどよろしく願いいたします。

北支部 ————— 高木 大悟

さまざまな研修の中で、特に印象に残っているのは、綱紀委員の方の研修です。日々営業をして仕事をしていますが、営業に専念しすぎると顧客の要望に全て応えたいという気持ちになります。しかし、その判断によっては、土地家屋調査士として職業倫理を逸脱する可能性があり、綱紀委員の方の話を聞いて、日々業務の前にそもそも土地家屋調査士として職業倫理を強く意識する必要がある、顧客からの無理な要望があったとしても、一度立ち止まり、そ

の要望に応えることが本当に正解なのかと土地家屋調査士としての職業倫理に立ち返り判断していかないとだめだと感じました。今後業務でも常に意識していき、誰からも信頼される土地家屋調査士を目指していきたいと思います。

北支部 ————— 中林 良彦

今回の新会員研修では、土地の測量の進め方や、専門的な知識を用いた業務の進行方法について、基礎から丁寧に学ぶことができました。測量は単なる作業ではなく、事前調査や現地確認、成果の整理に至るまで、正確性が求められる業務であることを実感しました。また、法令や基準点測量などの専門的知識を踏まえ、状況に応じて適切に判断する力の重要性も理解しました。今回の研修を通じて強く印象に残ったのは、土地家屋調査士に求められる高い倫理観です。依頼者や関係者からの信頼の上に成り立つ職業であるからこそ、公正・中立な立場を常に意識する必要があると学びました。測量技術の向上や法令を頭に叩き込むのは当然にやるべきことですが、人として大事な倫理観を欠いては国民に寄り添うことはできないと思います。忙しさを理由に大切な感覚を忘れないようにしたいと反省しました。独り善がりにならず、諸先輩方との交流を通じて知識を常にアップデートしていくことが、専門家としての成長につながると感じました。今後は、法令研修にも積極的に参加し、知識と理解を深めることで、より信頼される土地家屋調査士を目指していきたいと思います。お忙しい中、今回の研修をご準備いただきました土地家屋調査士会事務局の皆さま、ならびに先生方のご厚意に心から感謝を申し上げます。研修で得た知識と意識を今後の実務にしっかりと生かしていきたいと思います。

今後も研修の機会をいただけた際は、積極的に参加して知識のアップデートと倫理観の再確認に努めたいと思います。そして経験を積んだ私自身が、いずれは後輩たちへ情報発信していく立場になりたいと思います。

北支部 ————— 瀧口 晃弘

私は、実務経験がほとんどない状態で2日間の新会員研修会を受講させていただきました。当然、どの講義も初めは講師の先生方が何を言っているのかわかりませんでした。資料が丁寧に作り込まれていることから講義についていくことができました。また、どの講師の先生方も講義をすることに慣れて

いるせいか、説明内容が分かりやすく、伝え方がうまいと感じました。きっと依頼人や第三者に説明するのもうまいのだろうと感心し、私もこのような伝え方ができるようになりたいと思いました。また、どの先生方も1番の目的は仲間を見つけること、横のつながりを大切にすることだと言われていたことは印象に残っております。知識や技術を教えるというより、新会員を応援する研修会だと感じ、他会から大阪会に入会した方も研修会参加の対象になることに納得しました。

個人的には、資料センターシステムの講義の中で語られた写真から現況図を作成する等の新しい技術について特に興味を持ちました。土地家屋調査士として何の固定観念も持っていない状態であるので、新しい技術を取り入れることには何らの抵抗がなく、ぜひやってみたいと思いました。また、倫理研修についてはこの研修会の中で1番大切な内容だと感じました。業務をしていないときであっても、常に土地家屋調査士という専門職の一人としての自覚を持ち続けなければならないと思いました。先にも述べたとおり、各講義の資料についてはとても分かりやすいもので、実務経験がほとんどない私にとっては、これから先もお世話になるだろうと思いますので、大切に保管させていただきます。これから大阪土地家屋調査士会の一員として頑張ろうという気持ちにさせてくれるようなとても素晴らしい研修会でした。

中河内支部 ————— 森 大将

2日間にわたり新会員研修会に参加させていただき、誠にありがとうございました。特に最初の中山先生の見積額の査定や測量方法をチームで相談していきながらの講義は、補助者経験も一切ない私にとってすごく有意義なものとなりました。他の先生方の講義におかれましても、改めて知ることも確認することも多くあり、受講して良かったと心から思う時間となりました。また、大阪会の同期としてたくさんの方と知り合うことができ、今後心強いものとなりました。

このたびの研修会で得た成果を基盤に、常に学ぶ姿勢を忘れず、また、土地家屋調査士法にもある日常から品位を保持して誠実に業務に取り組んでいき、現場でも依頼者、しいては社会に貢献できるよう努めてまいりたいと思います。

P S : 綱紀委員会委員長の西田先生は怖かったので一生お世話になることのないよう、真面目に業務を

行います。改めて令和7年新会員研修会を実施していただいた先生方には感謝申し上げます。ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

堺支部 ————— 新村 和之

今回、土地家屋調査士新会員研修会を受講し、業務を遂行する上で必要となる基礎知識および専門職としての基本的な姿勢について理解を深めることができました。本研修では、土地および建物の表示に関する登記制度の概要や関係法令について体系的な説明が行われ、土地家屋調査士の業務が国民の財産権の保全に直結する重要な役割を担っていることを改めて認識しました。また、実務を想定した事例を用いた講義により、測量業務や境界確認業務における注意点、ならびに正確性の確保がいかに重要であるかを具体的に学ぶことができました。特に、わずかな判断ミスや確認不足が、将来的な紛争の発生や信頼の低下につながる可能性がある点については、常に高い責任感を持って業務に取り組む必要性を強く感じました。

さらに、依頼者や関係者との対応では、専門知識に基づいた分かりやすい説明と誠実な姿勢が不可欠であることを学びました。今後は、本研修で得た知識や留意点を日々の実務に反映させ、正確かつ円滑な業務遂行に努めるとともに、継続的な研さんを通じて、社会から信頼される土地家屋調査士となることを目標に取り組んでまいります。

最後になりますが、本研修を通じてさまざまな方と交流を深めることができました。自分自身で行っているどうしても行き詰まる部分が多く不安を感じることがありましたが、同じように頑張っている皆さんがいることが、これから大きな励みになることは間違いないと考えております。座学の中で研修内容にグループディスカッション形式があったからこそ打ち解け合える時間ができたことにとっても感謝しております。本当にありがとうございました。

北支部 ————— 河野 太陽

このたびは、2日間という短い時間ではございますが、新会員研修会を開催していただき、ありがとうございました。各講師の先生方および関係者の皆さまにも重ねて感謝申し上げます。

本研修会を受講し、土地家屋調査士としての基本を再確認し、実際に業務で直面するであろう問題点や対策、その解決策など、『自分の考えではこうだ

な!』『今まではこうしていたな!』と思うことであってもリフレーミングしてみると、全く違う方法があったり、目的は1つでも、そこに導く答えは1つではないと感じました。顧客や境界確定等でお会いする隣接者その他日常生活でも当てはまるであろう人はそれぞれ異なる考え方や価値観を持っていることを理解し、それぞれに寄り添った柔軟な考え方をしながら責任感と品位を保持し、今後日々の業務に取り組んでいきたいと考えております。

また、グループディスカッションや懇親会を通じて、たくさん先生方の発想や考え方を聞くことができ、とても貴重な経験をさせていただいたと感じるとともに、講義でもご教示いただきましたとおり迷ったときには相談できるよう同支部数名でグループLINEを作るなど新たに調査士同士での横のつながりができたことも私にとってはかけがえのない財産です。

同期として、仲間として、また良い意味でのライバルとして大切にしていきたいと思っております。まだまだ未熟ではございますが、研さんし一人前の土地家屋調査士になれるよう努力してまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

北摂支部 ————— 山田 浩之

まず初めに2日間の研修、ありがとうございました。お忙しい中、講習を行っていただいた先生方、登記官の方には本当に感謝しております。

土地家屋調査士になる前に補助者として疑問に思っていたこと、また、考えもしなかったことを知ることができました。中でも特に印象に残ったのは、筆界特定制度の講義です。そもそも筆界特定の流れ自体をきっちりと把握していない中で、筆界特定の依頼を受けることにためらいがあり、いざ依頼を受けても相談者の方にいろいろと質問したり、ご迷惑をおかけしていたと思います。今回、筆界特定登記官の方から簡潔かつ明瞭に講義いただき、自分自身の理解が深まるとともに、自信にもつながりました。筆界特定の依頼は敬遠されがちで、他の先生が断った案件を打診されることがありますが、これからは前向きに検討できると思います。また、筆界特定登記官がおっしゃっていた中で興味深かったのが申請件数の話です。関西が日本全国の中で1番申請件数が多いということが意外でした。

筆界特定制度は前提として境界確定が不調に終わっているということで、隣地不在等もあるでしょうが、それは全国的にあることなので別にして、隣

接地同意が不調に終わっている件数が特に多いということだと思えます。関西という気の強い土地柄もあるでしょうが、つまりこれは土地家屋調査士の腕前が問われているというところだと思えます。説明責任は基本的なこととして、表情、態度、その他アプローチの仕方等、われわれの仕事のやり方根本に改善が求められていると痛感しました。実際登記官の方も、筆界特定の関係地意見聴取の際に「調査士の態度が悪いから」という理由を述べている方が意外と多いとおっしゃっていたことが印象的です。確かにわれわれ土地家屋調査士は、依頼人と隣地の方が険悪な場合、代理人として双方の険悪な関係性の矢面に立つ場合が多く、その側面もあるかもしれません。しかしながら、われわれ調査士の未熟な対応、もしくはベテランになれば横柄な対応が招いている件数も少なからずあるはずで

す。調査士業はどこまでいっても機械化などできない、人と人とが面と向かって感情を取り扱う仕事であると感じました。今回の研修を通じて新たな知見、驚きを多く得ることができました。この感情を忘れることなく常に研さんを続け、一人前の土地家屋調査士として社会に貢献できるようになりたいと思えます、ありがとうございました。

北摂支部 ————— 辻 翔太

先日受講しました新会員研修会では、多くの新人調査士の方と交流することができ、貴重なつながりが持てたことはもちろんですが、自分のレベル感やそれぞれの事務所の得意分野があることが分かり、とてもいい刺激をいただきました。測量一つをとっても講義の中のディスカッションでは、聞いたことがない用語が飛び交い、自分の理解は足りているのか不安になりました。これからは調査士会の勉強会や他の先生方に御指導を仰ぎ、理解を深めなければいけないと痛感しました。また、調査不足のリスクを事例を交えてご教授いただき、いかに事例の調査が大切か分かり、可能性を上げて一つずつぶつけていく地道な作業は、決して省略できないのだと納得いたしました。会則と綱紀委員会の講義では、公的な業務を任せられている以上、調査士はそれに見合った人間であり、公平公正で誠実に、日々の業務に臨まなければいけないと再確認いたしました。濡標ネットの講義では、非常に多くの情報を全く活用していないのは、本当にもったいないと感じましたので、今後はぜひ活用していきたいと思えます。ドロガーを使った測量は、近い将来に主流となってく

る可能性を感じました。新たな技術やシステムを理解するためのセミナーも開催されているとのことですので、こちらにも積極的に参加していきたいと思えます。

今回の研修では、皆さまがおっしゃっていたとおり、つながりができたことが1番の収穫だと思えます。今後もこのような交流の機会ぜひ作っていただければと思えます。

北支部 ————— 嶋田 和義

測量の職務経験が2年程度、令和5年度試験合格、令和7年に土地家屋調査士登録した私にとって、今回の新会員研修会は非常に有意義な時間となりました。どの講義も聞きやすく2日間があったという間でした。参加している全員が土地家屋調査士であり、それぞれに調査士としての正義や信念、信条、思いといったものがあり、自分もその一員であることに誇りと自信を持つことができたと感じます。新会員の方の中には長く実務経験をされておられる方も多数いて、料金見積もりや境界確定での注意点、筆界特定など、勉強させていただくことが多々ありました。

中でも筆界特定の講義で、質疑応答での内容が印象深く、表示登記専門官の方は立場上言い切ることができないながら、答えられる範囲で業務の実態を最大限伝えてくださっていました。挙げられた質問では、「今進めている案件でこの場合はどうなるか」や「過去に終えたケースで結果はこうなったが、少し詳細を聞きたい」などといったように、皆さん数多くの経験を踏まれているんだなと思い、私自身、筆界特定の手続きは扱ったことがないため、今後取り扱う際は今回の講義内容を思い出したいと考えます。

諸先輩方もアドバイスしてくださっていたように、調査士同士の人脈で、大阪府下の新会員や役員の方々と顔を合わせることもできたのはとても有益でした。所属している法人以外では北支部の限られた方としか接点がありませんでしたが、対外的に意見交換ができるような足掛かりになったことをありがたく感じております。今後も調査士会の研修、支部や青調会等の勉強会には時間の取れる際は参加し、調査士として日々の研さんに努めたいと考えています。

今回は貴重な機会をいただきましてありがとうございました。末筆ながら関係者の皆さまに御礼申し上げます。

北河内支部 ————— 川西 章弘

新会員研修会は松島会長の講和から始まりました。各講義ではさまざまな内容を学びました。「土地家屋調査士の業務について」では、土地の講義では、さまざまな資料を見ながら、どの基準点を使うか、地積更正登記の費用の見積もりはいくらか、境界確定をする際の注意点は何かを考えました。建物の講義では、附属建物を追加するケースで、家屋評価証明書を見ながら、どのような登記が必要になるかを考えました。「不動産登記規則第93条調査報告書について」では、調査報告書の書き方について学びました。「資料調査、明示について」では、各市の明示手続きの手順を学びました。「土地家屋調査士と倫理について」では、依頼者や関係者の立場を理解した上で、懇切・丁寧の説明責任を果たし、社会的に公正な業務に配慮することの重要性を学びました。「協同組合、公嘱協会、政治連盟、大阪青年土地家屋調査士会」の紹介では、各組織の役割を学びました。「筆界特定制度について」では、筆界特定登記官の認識を示す制度であり、新たな筆界が創設されるわけではないことを再認識しました。「資料センターシステムについて」では、基準点管理システムと資料バックアップシステムについて学びました。「濡標ネットとオンラインについて」では、濡標ネットの活用方法と書庫の中身の重要性について学びました。「大阪土地家屋調査士会会則について」では、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程を遵守し、不正使用してはならないことを再認識しました。「綱紀事案とならないために」では、懲戒事案について学びました。「会費納入について」では、会費、共済事業、損害賠償保障制度、国民年金基金について学びました。最後に山脇副会長の閉会の辞で2日間の研修は終わりました。研修の講義をしてくださった先生方には心より感謝申し上げます。研修で学んだことは、今後も忘れずに仕事をしていきたいと思っています。

北支部 ————— 岡根 由莉

このたびはお忙しい中、2日間にわたり新会員研修会という貴重な機会を設けていただき、講師の先生方をはじめ関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。研修会、懇親会ともにこのような機会がなければお話しする機会がないかもしれない幅広い年代の方とご一緒させていただき、とても勉強になりました。

私は長年、補助者として土地家屋調査士業務に携

わっておりましたが、実務経験が長いからこそ、自分の経験や知識が偏っていたことを痛感し、土地家屋調査士として業務を遂行するに当たっての必要な知識、また、職責や倫理等で、不知であったことや認識が不十分であったことが整理されて、以前よりも深く土地家屋調査士業務の理解を深めることができました。また、さまざまな研修会等に参加し、新しい知識や情報を常に取り入れていくことの大切さを痛感しました。

今回の研修で特に印象に残った内容は土地家屋調査士と倫理および綱紀事案についての授業でした。普段の業務から気を付けているつもりでも、日々の業務を振り返るとおろそかになる場面もあり、深く反省いたしました。本研修会の内容を改めて受講し、改めて土地家屋調査士の職責の重さを痛感し、綱紀事案とならないように普段からの行いに気を付けなければならないと感じます。

最後に、今回の研修会で講師や本会の役員の方先生方および同期の先生方と交流を持つ機会を得たことは大変貴重な財産となりました。まだまだ至らない点があるとは思いますが、土地家屋調査士として日々の業務を誠心誠意行い、自己研さんを積みながら成長できるように努めたいと思います。

重ね重ねになりますが、本研修会を企画いただきました本会および講師陣に感謝申し上げます。

北支部 ————— 小林 清次

私は実務経験2年、調査士登録から半年で今回の研修を受講いたしました。初日は各テーブルでのグループ討議で、地積更正登記や建物登記（私はいわゆる幽霊建物を疑いました）をケーススタディとした内容で実践的でとても勉強になりました。また、グループの中で他の調査士の方々と知り合うことができて良かったです。

今回の研修を受けて特に印象に残った講義を3点ほど記します。1点目は、不動産登記規則第93条の調査報告書は「調査士の通知表」であることです。登記官から見て、報告書の内容によって調査士に対する信用度が変わるとお聞きして、改めて調査報告書には詳細で分かりやすい内容を心掛けたいと思います。

2点目は、倫理と綱紀に関することです。今回の講義を受けて、改めて襟を正し、品位を持って公正かつ誠実に業務を行おうと決意を新たにしました。

3点目は、法務局の表示登記専門官から直接お話しを聞くことができたことです。今回の内容は「筆

界特定制度について」のことでしたが、登記官の苦労話など生の声をお聞きすることができたのは貴重な経験でした。今後もこのような機会を設けていただけたらと存じます。

今回の研修を糧に、引き続き調査士業務に励んでまいります。2日間ありがとうございました。

北支部 ————— 川添 和俊

今回の新会員研修では、土地家屋調査士の実務および法規を体系的に学べた。調査報告書は単なる添付書類ではなく、現地で何を確認し、どの資料により判断し、申請内容へどう反映したかを説明する“根拠の台帳”である点が印象的だった。特に、筆界確認情報の取り扱いについて、通達や取扱基準に沿って必要性を見極め、過不足なく提出する姿勢が強調されていた。年代による運用差や、地積更正・分筆・合筆など案件別に求められる情報の整理を図示で示されたことで、自分の経験が浅い部分も具体的にイメージできた。また、オンライン申請を前提に、申請情報欄へ理由や使用資料、測量方法、境界標の有無、境界線の整合などを丁寧に記録し、別紙図面や写真を連動させる手順は、審査の迅速化だけでなく、後日の照会や紛争予防にも直結すると感じた。研修全体を通じて、調査士の仕事は「測って終わり」ではなく、説明責任を果たす文章化こそが品質だと再認識した。現場での確認項目をチェックリスト化し、案件ごとに迷いが出やすい論点を先回りして記載できるよう、日々の業務に落とし込んでいきたい。さらに、土地だけでなく、建物の記載例も示され、敷地内状況や建物の状況、使用資料の矛盾をどう説明するかまで触れられたのが実務的だった。写真や図面を添付するだけでなく、どの写真がどの確認事項を裏付けるのかを意識して整理することで、読み手の負担を減らし、信頼を積み上げられる。

今後は、申請前に自分の報告書を第三者目線で読み返し、「この一文で判断できるか」「不足の想定問答は埋めたか」を点検する習慣を持ちたい。そして、規則や通達を暗記するのではなく、条文が求める趣旨を理解して現場判断に落とすことが、新人の最短距離だと感じた。同業者の共通言語として書式をそろえる意義を胸に、正確さと丁寧さの両立を目指して成長したい。

北支部 ————— 柴田 翔生

私は大阪土地家屋調査士会の新会員研修会に参加

し、土地家屋調査士としての責任と役割の重さを改めて実感した。日々の実務では測量や登記の手続きをこなすことが中心になりがちだが、研修を通して、それらの業務が「権利を守る」という大きな社会的使命の中に位置付けられていることを再確認できた点は非常に有意義であった。特に、先輩調査士の実務体験に基づいた講義は、自分がこれから直面するであろう課題を具体的にイメージする助けとなった。境界を巡るトラブルの事例や、住民との丁寧なコミュニケーションの重要性など、机上の知識だけでは得られない学びが多かった。

また、研修を通じて同じく新会員となった仲間と交流できたことも大きな収穫である。バックグラウンドはさまざまでありながら、同じ資格を持つ者として互いに刺激を受け、これからの実務に対する意欲が高まった。今後は、研修で得た知識とネットワークを生かし、依頼者が安心して相談できる土地家屋調査士を目指したい。そして、地域社会の信頼に応える専門家として、一つ一つの業務に誠実に向き合い、自分自身の成長につなげていきたいと強く感じた研修会であった。

北支部 ————— 東郷 裕規

私は兵庫会からの転会で新会員研修会は2度目の受講でしたが、趣向を凝らした研修内容で、また、大阪らしくユーモアのある先生方ばかりで楽しく受講させていただきました。兵庫会の研修と比べるとより実践的な内容に感じましたし、また、グループディスカッションの時間も多く、「恥ずかしい答えはできないな」と正直緊張する場面もありました。講師の先生方の実務での経験談や失敗談、境界確定業務の考え方など惜しみなくお話しいただき大変興味深かったです。調査士業務は先生ごとに考え方やアプローチがさまざま、そういった他の知見を吸収することも重要な研さんだと思っていますが、やはり日々の中で他の先生方に直接お話を聞ける機会は多くありません。

そうした中で今回の研修会は自分を見つめ直す良い2日間となりました。参加されている先生方は経験豊富な方ばかりで、また、自分と同じく調査士法人の方も多く、いろいろな話をさせていただきましたが、皆さん調査士であることに誇りを持たれているなあと感じる方ばかりで、自分も負けていけないと身が引き締まる思いでした。もちろんさまざま実施いただいている他の研修会にも積極的に参加していきたいと考えておりますが、今回の研修会は

気持ちの面で得るものが多かったなと思います。このたびは先生方もお忙しい中、有意義な研修会の実施、誠にありがとうございました。私も1日でも早く、経験や知見を広められる調査士になるべく日々精進してまいります。

北支部 ————— 橋本 佳典

令和7年12月6日および7日の2日間にわたり、大阪土地家屋調査士会館で開催された新会員研修会に参加いたしました。これから土地家屋調査士としての第一歩を踏み出すに当たり、実務や倫理、関連諸制度について包括的に学ぶことができた本研修会は、私にとって大変有意義で貴重な時間となりました。

第1日目は、松島稔会長による講話から始まり、土地家屋調査士としての心構えをご教示いただきました。続く業務研修部の中山理事・藤野副部長による「土地家屋調査士の業務について」の講義では、実際の現場を想定した疑似体験を通じ、資料からどのように情報を読み取り、基準点をどう組むかといった実務の要点を学ぶことができました。特に、複雑な公図の読み解き方は大変勉強になりました。また、自分なりの対応策を皆さまの前で発表する機会をいただき、それが自信につながると同時に、他の受講生がどのような視点を持っているかを知ること、多角的な視野を持つ重要性に気付かされました。河崎部長による「不動産登記規則第93条調査報告書について」の講義では、「調査報告書を見れば調査士の力量が一発で分かる、内容を細かく書く」とのお言葉に触れ、作成者の責任の重さに身が引き締まる思いがいたしました。上田副部長による「不動産表示登記事務取扱基準」の解説も、正確な登記申請を行う上で不可欠な知識であり、実務に即した具体的な内容を学ぶことができました。「資料調査、明示について」の講義では、私が所属する法人の先輩でもある松本理事より、神戸市や大阪市など道路明示の手続きの違いや独自制度について、現場目線での詳細な解説をいただきました。私自身が担当した業務と重なる部分も多く、明日からの実務に直結する知見を得ることができました。脇本専務理事による「倫理」の講義では専門職としての責任を再確認し、また、懇親会や休憩時間には同じ席の方々とは名刺交換を行い、各事務所の測量手法や雰囲気情報を交換するなど、今後の業務における貴重な横のつながりを築くことができました。第2日目は、大阪法務局の那須表示登記専門官をお招き

し、「筆界特定制度について」のご講義を賜りました。制度の運用実態や法務局側の視点を直接伺うことができたのは、非常に得がたい経験でした。また、「資料センターシステム」や「滞標ネット」といった業務支援システムについての説明を受け、これらを有効活用することで、より迅速かつ正確な業務遂行が可能になることを理解いたしました。研修の後半では、西田委員長より「綱紀事案とならないために」というテーマでお話いただき、コンプライアンス遵守の徹底が、自分自身のみならず、依頼者や社会全体の利益を守ることにつながると強く認識いたしました。国家資格者としての責務の重さを痛感し、日々精進を怠らずまい進する決意を新たにしました。2日間の研修を通じ、土地家屋調査士会だけでなく、政治連盟、公嘱協会、協同組合、青調会といった関連団体の活動についても理解を深めることができました。多くの組織や先輩方に支えられていることを実感すると同時に、今後は組織の一員として、その期待に応えられるよう努めてまいります。

末筆ながら、本研修の開催にご尽力いただきました研修部の皆さま、講師の先生方、ならびに関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。今回学んだ知識と教訓を糧に、品位を保持し、公正な業務を行うことで社会に貢献できるよう、日々研さんに努めてまいります。

大阪城支部 ————— 鳥居 友希

まず初めに、今般の新会員研修会でご多用の中、準備に尽力いただいた大阪土地家屋調査士会の皆さま、ならびに進行・講師を務めてくださった皆さまに、深く御礼申し上げます。

今回の研修会には、年齢や経験の異なる多様な方々が参加されていましたが、全ての会員にとって意義深い内容であったと感じております。とりわけグループワークでは、実務経験のある方が中心となりケーススタディを進行してくださったことで、実務未経験者や経験の浅い参加者にとって、資料の読み解き方や判断の仕方を具体的に学べる貴重な機会となりました。一方で経験者にとっても、他の経験者の思考や視点に触れることで自身の知識の幅を広げる機会となり、私自身も自分の考え方を確認し、整理する上で非常に有益な時間となりました。

研修内容は、規則に関する事項と実務的な事項に大別されておりましたが、いずれも土地家屋調査士として業務を行う上で欠かすことのできない重要な内容でした。中でも私が特に強く印象に残ったの

は、規則に関する研修です。刑事罰に直結する行為はもちろん、調査報告書における誤記の重大性や、自身が認識しないまま違反に当たる可能性など、綱紀案件につながり得るリスクが常に存在することを改めて深く理解いたしました。とりわけ使用人土地家屋調査士として業務に携わる立場にある以上、自分の行動が法人全体に影響を及ぼすことを強く自覚し、より一層の倫理観を持って職務に臨む必要性を痛感いたしました。

私は一定の実務経験を積んでおりますが、土地家屋調査士としての道のりはこれから何十年と続いていきます。今回の研修会で得た学びを決して無駄にすることなく、この場を新たな出発点として、今後も日々研さんを重ね精進してまいりたいと考えております。

中央支部 ————— 宮崎英二郎

私は令和6年度に調査士試験に合格し、補助者経験を積み今年の8月に念願の土地家屋調査士に登録をしました。元々、別の業界から調査士の業界に参入したため、まだまだ知らないことが多い中で学ぶことの多い2日間でした。業務内容や仕事内容の研修をしていただき、大変有意義な研修をしていただいた担当者さまには誠に感謝しております。また、同期の新人さんたちと出会える良い機会をいただいたと思っております。1番思い出に残る研修は大阪法務局本局から来ていただいた表示登記専門官の方のお話です。実務経験が浅いため、自分自身筆界特定の申請をしたことがなく、全く未知の手続きのため、筆界特定の申請の流れや筆界調査委員や筆界登記官の筆界に対する考え方など実際に自分自身が抱えている案件に筆界特定になる案件があるので、大変役立つ情報を得られたと思います。また、筆界特定申請件数が全国で1番多いのが大阪で申請件数が多い地域の上位を占めているのが関西圏というお話を聞いたときは驚きました。関東圏など特に東京などは地価が高いため、少し筆界が変わっても大きく金額が変わってくるので、東京のほうが申請件数が多いと思っておりました。関西圏の値切り文化が筆界特定にも反映されているのかと感じました。

その他にもこの2日間で自分の知らないことをいろいろと学ぶ良い機会をいただいたと思います。これからもいろいろな研修に積極的に参加して自分自身の知識を増やし研さんしていこうと思います。地図訂正の申出などの研修があればより良かったと思います。

大阪城支部 ————— 森田 幸一

今回の土地家屋調査士新会員研修会に参加し、業務に対する基本的な考え方や進め方、専門職としての責任の重さについて改めて認識することができました。

研修では、土地家屋調査士として業務を行う上での調査の進め方や、現地調査・測量に至るまでの一連の流れについて、具体的に学ぶことができました。業務を円滑かつ正確に進めるためには、事前準備が非常に重要であることを改めて認識しました。特に、資料調査については、登記簿や公図、地積測量図などの確認が、その後の現地調査や成果に大きく影響することを理解しました。資料の読み取り一つ一つが業務の正確性につながるため、慎重かつ丁寧な対応が求められることを強く感じました。

さらに、土地家屋調査士は国民の大切な財産に関わる専門職であるため、高い倫理観と責任感を持って業務に取り組む必要があることを学びました。法令を遵守し、公正・中立な立場を貫くことが、依頼者や社会からの信頼につながるという点が強く心に残っています。

また、懇親会では、新会員同士のつながりを深めるとともに、先輩会員の方々から貴重なお話を伺うことができ、今後の業務に向けて大きな励みとなりました。

今回の研修で得た知識や心構えを忘れず、資格を取得したことで終わりではなく、ここからが本当のスタートであると自分を鼓舞し、信頼される土地家屋調査士となれるよう努力していきたいと思えます。

このような貴重な研修の機会を与えていただき、誠にありがとうございました。

中央支部 ————— 勝見 吉昭

このたびは2日間にわたる新会員研修を受講し、土地家屋調査士としての第一歩を踏み出すための貴重な指針を得ることができました。本研修を通じて、私は改めて本職能が担う社会的責任の重さを痛感いたしました。特に印象に残ったのは、不動産登記制度の根幹を支える筆界の重要性と、それを取り扱う実務家としての倫理観についての講義です。正確な測量技術の習得はもちろんのこと、資料調査に基づく論理的な判断、そして、隣接所有者との立会における誠実な対応がいかに重要であるかを学びました。土地の境界は所有者の財産権に直結するものであり、われわれの業務一つ一つが将来の紛争を未

然に防ぎ安心な不動産取引を支えているという自覚を強く持ちました。また、最新の測量機器の活用や法改正への対応など、常に知識をアップデートし続ける姿勢が不可欠であることも再確認いたしました。

今後は、本研修で学んだ基礎知識を日々の実務に落とし込み、現場での経験を積み重ねることで、依頼者さまや社会から深く信頼される土地家屋調査士を目指し、精いっぱい努力してまいります。ご指導いただいた諸先生方に心より感謝申し上げます。

北支部 ————— 中村 真紀

私は、土地家屋調査士として登録する以前は補助者として測量業務や表示登記申請の補助業務に携わってきました。そのため、実務の流れについての知識はあるが、資格者としての立場や責任について知らないことが多くあるのではないかと考えておりました。

今回の新会員研修会では、グループワークを交え実務的な調査方法や、土地家屋調査士の職業倫理、法務局登記官による筆界特定制度といった多岐にわたる講義内容で非常に勉強になることばかりでした。中でも、補助者として業務に関わってきたときには指示を受けて作業を行う立場であったものが、最終的な判断と全ての責任を自ら背負う必要があるということを全ての講義で痛感いたしました。自分自身が考える責任・倫理と齟齬がないか、今後どのように土地家屋調査士として職務を行っていくか今回の研修内容を忘れずに取り組んでいきます。また、新会員と一同に集う機会があったことで、ライバルでありながらも土地家屋調査士として切磋琢磨し、技術・知識を高め合える仲間と出会うことができたことが私にとって大きな学びとなったと感じております。特に、少数である女性土地家屋調査士の同期との情報交換では自らの今までの経験を共有でき、また、これからの交流関係を広げるきっかけになりました。

本研修を受講し、これまでの実務経験におごることなく、法令や通達等への一層の理解を深めるとともに、資格者としての職責を果たすための努力を惜しんではならないと感じ、日々の業務にさらにまい進していきたいと考えております。

北支部 ————— 三田 武

今回の新会員研修会では、土地家屋調査士としての実務に欠かせない基礎知識を幅広く学ぶことがで

きた。筆界特定制度の講義では、具体的な事例を交えた登記事例の解説が大変分かりやすく、日々の判断に生かせる内容が多かった。また、倫理に関する講義からは、調査士が社会から求められている役割の重さを改めて実感した。

会の組織構造、支部、委員会の紹介を通じて、調査士同士のつながりの重要性も理解できた。孤立しがちな職種でありながら、相談し合える環境が整っていることを知り、今後の業務を進める上で大きな安心につながった。特に印象に残ったのは懇親会での交流である。会長をはじめ、多様な経験を持つ先生方から実務の工夫や現場の空気感を聞くことができ、大きな刺激を受けた。自分自身の得意分野であるQGISについても興味を示してくださる先生が多く、調査士会として地図・位置情報分野での取り組みが必要となる場面であれば、自分の知識を役立てたいと強く感じた。

2日間を通じて、調査士としての基盤づくりに非常に有意義な時間となった。今回得た学びを糧に、責任ある立場として誠実に業務へ取り組んでいきたい。

大阪城支部 ————— 弓倉多江子

このたびは、新会員研修会を開催いただき、ありがとうございます。2日間の研修会ではたくさんの学びがありました。実務的な内容はもちろんのこと、倫理、会則、綱紀事案等と多岐にわたる講義内容でした。土地家屋調査士という仕事について改めて考えさせられる時間となりました。グループディスカッションする場面では、実務経験豊富な方が多数参加されており、測量の方法一つを取ってもいくつもの方法があるということを知りました。どれも間違いではなく、正解が一つではない。実際に実務をする上では何通りか方法を考えて上で、作業効率・正確性ともに高い最善の方法で作業をしていくことが肝心だと感じました。

また、研修後の懇親会でも参加者の方々とお話する機会があり、たくさんの方と知り合いになれば、有意義な時間を過ごすことができました。研修中にも諸先輩方がおっしゃられていた、「横のつながりを大切に」という言葉がこれから実務を行っていく上で自分自身にはない考え方を知るきっかけにもなり、心強いつながりだと感じることだと思います。困ったことや判断に迷った際には同事務所内の意見だけでなく、他の意見も参考に広い視点で業務を行っていくように努めたい

です。参加されていた先輩方は、つながりや仲間意識がとても強く、信頼関係もある仲だと感じました。私自身、これから土地家屋調査士の責務を全うできるよう、日々精進していく所存です。

最後に、休日にもかかわらず本研修会を運営いただいた役員の皆さま、本当にありがとうございます。

大阪城支部 ————— 木村 洋輔

このたび、新会員研修会に参加させていただき、改めて大阪土地家屋調査士会の一員としての自覚と責任を深く認識する貴重な機会となりました。

私は、今年の10月1日付で、広島県土地家屋調査士会から大阪会に入会が完了しました。広島会に所属していたときも調査士業務歴は1年半程度で、業務範囲が大阪の地域に変わり、本当の意味で右も左も分からないような状態でした。まさに向かうべき方向が分からないときに、このたびの新会員研修会を経て、漠然とした不安が解消されたと感じました。初日は、土地家屋調査士業務のうち、土地の測量・調査・登記と建物の調査・登記といった、調査士業務の中でも根幹に位置する業務の説明を受けました。自分の中で印象的だったのは、測量に関するグループディスカッションでした。最後に各班から基準点の回し方・使い方について発表を聞き、各調査士・各事務所によって運用が大きく異なっていた点に興味を持ちました。また、建物についても、同じグループの方と話をしてみても、資料収集一つとっても地域差がいろいろあり面白いと思った反面、そこに自分が直面したらと考えたときの不安も出てきました。

今後は、本研修で学んだ知識・技術に限らず基本理念を常に念頭に置き、まずは自分に与えられた役割を確実に果たすことから始めていきたいと考えています。至らぬ点も多々あるかと思いますが、先輩方のご指導を仰ぎながら、一日も早く大阪土地家屋調査士会の発展に寄与できるよう、誠心誠意努めてまいります。

最後になりますが、このような学びの場を提供し、熱心にご指導くださった講師の皆さま、ならびに事務局の皆さまに心より感謝申し上げます。

中河内支部 ————— 戸田 尊文

私はこれまで約20年にわたり補助者として実務に携わってきましたが、土地家屋調査士の立場で本

研修会を受講したことにより、改めて基本に立ち返る貴重な機会を得ることができました。これまでの経験から、実務の流れや留意点については理解しているつもりでありましたが、研修を通じて、業務に対する姿勢や考え方を改めて検証する必要性を強く感じ、多くの気づきを得ました。特に有意義であったのは、グループ内での意見交換や情報共有の時間です。受講者それぞれの業務環境や多様な考え方に触れることで、自身の日常業務を客観的に振り返る良い機会となりました。また、双方向で進められた講義形式は理解を深める上で非常に効果的であり、充実した研修時間であったと感じています。

最近では、普段の実務でもAIを積極的に活用する場面が増えていますが、今回の研修を通じて基本の重要性を再確認したことで、その活用については、より適切な検証を重ねた上で行う必要があると改めて認識しました。一方で、研修で得た知識や受講者同士の情報交換に刺激を受け、測量精度および業務効率の向上を目的として、新たな測量機器を導入しました。現在はまだ試行錯誤の段階ではありますが、今後の業務改善につながる手応えを感じています。

末筆ながら、多岐にわたる内容を要点を押さえて分かりやすく講義していただいた講師の方々、ならびに研修の運営に携わられた先輩方に心より感謝申し上げます。本研修で得た学びと交流を礎とし、今後も先輩方のご指導を仰ぎながら、一つ一つ経験を積み重ね、より質の高い業務の遂行に努めていきたいと考えています。

大阪城支部 ————— 石井香秀里

・大阪における調査・測量について

他会からの所属会変更のため、公共基準点を使用する頻度が少なく、任意座標系での測量が主でした。しかしながら、大阪近傍の測量依頼を受け始めた中、公共基準点が数多く整備されていることが分かり、トラバーの精度点検の重要性を感じました。また、後半の資料調査・明示についての講義と合わせ、大阪近傍で、どこに、どのような資料が保管されているかをご教示いただけただため、今後の活動に当たり非常に勉強になりました(特に地積測量図の作成時期による違いは初めての知識でした)。

・倫理規程および綱紀事案について

「土地家屋調査士は専門家」との言葉が強く印

象に残っています。法律職であるとともに「専門家」だからこそ可能な説明・論理展開を意識していこうと感じました。

・筆界特定制度について

制度、手続き自体の講義も大変勉強になりましたが、(個人的な性格柄)表示登記の変遷や筆界と所有権界が異なることとなった具体例が印象に残りました。知識の裏付け、肉付け等当事者さまへの説明に役立てていこうと考えています。

・綱紀事案について

各研修や本研修を受け、補助者時代には考えが及ばなかった場面が思い起こされました。今後も自他含め、調査士の品位を心掛けていこうと思います。

・濫標ネットについて

資料へのアクセス等とても便利だと感じています。事前調査や行政調査の補足等活用していきたいと思います。会の活動を通じて得られる知識・経験・体験を通じて、土地家屋調査士として研さんを積んでいきたいと思います。また、測量機器の進歩も非常に興味深く、メーカー、会の体験会等積極的に参加していこうかと考えています。

北支部 ————— 今西 幹

このたび、他県会より転入し、大阪土地家屋調査士会の一員として新たに歩みを進めるに当たり、本研修を受講いたしました。既に実務経験はあるものの、改めて大阪における業務の特殊性と、本会が重んじる職能倫理を深く学ぶ貴重な機会となりました。実務・研修を通じて強く感じたのは、大阪という大都市での土地家屋調査士の役割の大きさです。大阪は歴史的な背景から境界が複雑に入り組んだ地域が多く、これまでの経験以上に繊細かつ高度な判断が求められることを痛感いたしました。また、大阪土地家屋調査士会の行政との連携体制の充実ぶりに触れ、本会が持つ高い専門性と組織力に感銘を受けました。職能倫理の講義では、土地家屋調査士が国民の財産権を保護する「唯一の表示に関する登記の専門家」であるという普遍的な使命を再認識いたしました。転入という節目を、自ら執務姿勢を正す絶好の機会と捉え。これまでの経験に慢心することなく、大阪の地でも中立・公正な立場から誠実に業務を遂行する決意を新たにいたしました。

今後は、1日も早く大阪の土地柄や慣習、そして本会の諸規則を深く理解し、地域社会の信頼に応え

られるよう努めてまいります。また、一会員として会活動にも積極的に参画し、微力ながら本会の発展と、不動産登記制度の円滑な運用に寄与できるよう精進する所存です。諸先輩方におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

北摂支部 ————— 野尻 裕司

まずは、お忙しい中研修会を開催して下さった先生方に御礼を申し上げます。貴重な時間をわれわれ新人のために割いてくださり、かつ有意義な講義をしていただいたこと、感謝のしようがありません。私の1番印象に残った講義は、業務研修部長の河崎先生の「不動産登記規則第93条調査報告書について」です。私も調査報告書を書く機会があるのですが、字面では把握しているつもりであった調査報告書の意味を、今回の研修で改めて先生から聞くに至り、その重要性を再認識することができました。なぜ土地家屋調査士が93条調査報告書を作成するのかといった基本的なことのみにならず、個別具体的な書き方および注意点を一つずつ丁寧に解説して下さり、私がそこまで重要視して詳しく記入していなかった点も実は重要であった、など新たな気づきもたくさんありました。また、表示登記専門官の那須様による「筆界特定制度について」に関しても、大変勉強になりました。現役の登記官のお話を聞く機会はそうそうないため、一つも聞き漏らすことのないように集中して講義を受けることを心掛けました。筆界特定の制度を利用したことはないのですが、自分が筆界特定登記官であればどのように考えるか、もし筆界特定を利用された隣地であればどのように考えるかなどいろいろな立場による筆界特定の場面を想定しながら講義を受けていました。

また、筆界特定登記官が具体的に筆界を探し出す手順も丁寧に解説いただき、こちらは筆界特定の場面ではなくとも、われわれの業務でも大変役に立つ内容だったと思います。改めて新会員研修を受けることにより、業務に慣れることは大事だが、なれることがないようにしようと思えることができました。ありがとうございました。

毎年恒例、大阪工業大学寄附講座を今年も実施!

産学交流学術研究委員会 副委員長 玉置直矢

北風がふぶく寒い真冬の1月29日(木)、毎年大阪工業大学で実施している寄附講座を今年も開講しました。講師は北摂支部の吉田孝信先生です。吉田先生は、過去に近畿大学の寄附講座の講師を何年もご担当されており、さらに今年から産学交流学術研究委員としてもご活躍いただいております。毎年本寄附講座を実施していることは承知しておりましたが、詳細は理解しておりませんでしたので、簡単にご紹介させていただきます。大阪工業大学の工学部都市デザイン工学科の応用測量学実習の1講(100分)をお借りして、講義を行っております。学生は主に2年生が中心であり、必修科目であるため、同学科の学生は全員受講されているようです。今年は約100名の学生が受講されていました。

初めに講義ご担当の西堀泰英準教授から本日の講義内容と調査士会のご紹介をいただき、講義開始となりました。講義内容は、調査士とはどのような仕事をしているかの紹介がメインで行われました。「子どものころ、皆さん鉛筆に名前を書いていましたね? 名前を書くことで自分の物と判断できましたけど、不動産には名前が書けません」と言われ、そして登記記録の説明へと続きました。工夫して分か

りやすく説明されるな〜と感心して聞かせていただきました。登記記録の説明の後、講義を行っている大阪工業大学の地積測量図や建物図面を用いて見方や役割の説明、調査士と測量士の違い、周辺資格とそれぞれの資格の状況、調査士試験の内容等々幅広く紹介されました。

その後、調査士紹介の動画を見てもらい、動画を見てもらっている最中に、調査士に対する質問カードを配り、動画終わりに回収し、残りの時間で回答するといった内容で講義は終了となりました。想定していた以上にたくさんの質問を書いていたので、全ての質問に回答することができませんでした(ごめんなさい)。講義を通して、少しは調査士に興味を持っていただけたのかなと感じました。

最後に、中山武彦委員から、「就職して何年か働いた後、仕事に悩み、転職を迷うころに調査士を思い出して、選択肢の一つになればと思います」と学生に伝えて講義は終了となりました。



令和7年度 松原市空き家なんでも大相談会の報告

昨年度に引き続き令和7年11月22日（土）、近鉄南大阪線「高見ノ里」駅から徒歩7分程度に位置する「まつばらテラス（輝）」3階ホールで、午後1時から5時にわたって開催された「令和7年度松原市空き家なんでも大相談会」に災害・空家等対策委員会の小林俊彦委員と一緒に相談員として参加してきましたので、簡単にご報告させていただきます。

会員の皆さまもご存じのとおり、当会は令和6年4月1日付で松原市とわが会を含めて8団体との間で「松原市空き家の流通促進に関する連携協定」を締結しております。今回の相談会はその協定の第3条にある相談に関する規定に基づく松原市からの要請に対して災害・空家等対策委員会が協力をしたものです。松原市は大阪府下でも空家対策で非常に先進的な取り組みをしている自治体です。今年は昨年引き続き2回目の大型空家対策イベントということで前回にもまして気合いが入っていたように感じました。

当日は協定に参加している8団体それぞれに結構広いブースが設けられ、パンフレットやノベルティグッズの配布が行われるとともに、相談開始前には司法書士による半時間程度の相続に関する最新情報セミナー、そして中休みには全日本不動産協会の構成員で組織されたバンドの生演奏によるミニコンサートが行われるなど、相談会以外でも大いに盛り上がりました。私もこれまでさまざまな場所での相談会に参加させていただきましたが、バンドの生演奏によるミニコンサートが用意されている相談会は他になく、大いに学ぶところがありました。しかも、アンコールまで！！



今回の相談会で当会からはノベルティグッズとして「アニメジャー」と「カードルーペ」のセットを配布し、会場に訪れた人ほぼ全員にお

配りしました。手に取っていただいて「かわいい！」「こんなの欲しかった！」といううれしい感想も多くいただきました。

結果的に相談案件のうち、土地家屋調査士に関する相談は2件しかありませんでしたが、小林委員に時間いっぱい丁寧に対応していただいた結果、大いに不安が解消されたのか最後には皆さん笑顔で帰られました。相談会の終わりの挨拶では、松原市の職員から口頭で「最終的には延べ100名近くの来場者があり、事前申込、当日申込を含めて全体で23件の相談に対応することができ、大成功だったと評価している」との報告がありました。

土地家屋調査士の業務や専門分野を考えると、空き家の流通促進に対する直接的な役割を果たすという場面は少ないような気がしています。しかし、空き家の先には建物滅失であったり、敷地売却前の境界確定があったりすることもまた事実。トータルで考えるとわれわれの関与できる場面も少なくありません。

松原市としては今後も空家対策を継続していきたいということですので、もしかしたら次年度も同様の相談会が開催されるかもしれません。開催された暁には広報活動および社会貢献活動の一環として次年度も継続して協力できればいいなと思いました。

（災害・空家等対策委員長・正井利明）



相談員として対応する小林委員

令和7年度 第1回・第2回境界問題相談センターおおさか研修会

テーマ：土地家屋調査士の倫理について考える

講師：元高松高等裁判所長官・元京都大学大学院教授 小久保孝雄氏

令和7年度、境界問題相談センターおおさかでは、令和7年11月27日（木）、令和8年1月27日（火）、いずれも午後6時30分から、ZOOMウェビナーを利用したオンラインと大阪土地家屋調査士会館4階会議室を使用したハイブリッド形式で、2回の研修会が開催されました。講師には元高松高等裁判所長官であり、元京都大学大学院教授でもある小久保孝雄先生をお迎えし、「土地家屋調査士の倫理について考える」と題し、2回にわたってご講演をいただきました。小久保先生は裁判官として、民事中心に調停事件専門部をご担当されるほど調停のご経験も豊富で、法曹養成教育にも貢献されてきた方であり、関与構成員に加え、一般会員、近畿ブロック単位会、また、法務局職員と、多くの受講生が集まりました。土地家屋調査士の使命規定には、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、国民生活の安定と向上を資することを使命とする」とあります。「使命」とは自分に課せられた任務であり、「使命規定」とはその職業が社会にどう貢献するかという存在意義を示すものとなり、われわれ土地家屋調査士は単なる登記手続の技術者だけでなく、境界紛争の予防・解決に貢献する社会的責任を担った専門職という位置付けが明確になりました。

今回、司法の第一線でご活躍された小久保先生の視点から伺ったお話で最も印象的だったことは、専門家の仕事には「技術」と「熱意」「倫理」が必要で、「倫理」は目には見えないがとても重要であり、「倫理」は「質の担保」になるということでした。すなわち、倫理を守ることは、結果として業務の品質を保証することにつながるというものです。土地家屋調査士の業務は、正確な測量と登記によって不動産の物理的状況を明確にすることにあります。しかし、実務では境界紛争など、当事者間の感情的な対立に直面することも少なくありません。依頼者の利益を優先するあまり中立性を欠いたり、安易な調査で済ませたりすることは、不動産登記制度の信憑性を揺るがす行為となります。倫理規程を遵守するということは、正確性の担保＝客観的な事実に基づいた正確な調査・測量が維持されることとなり、信頼性の担保＝誠実な姿勢が依頼者や隣接者、そして社会からの信頼を築くこととなり、継続性の担保＝高い倫理観を持つ集団であることが、資格制度そのものの価値を長期的に守ることにつながるということを教えていただきました。GNSS測量等、土地家屋調査士としての職責を果たす上で、進化する技術的な知識や実務能力の向上は欠かせませんが、その根底にあるべき「倫理観」について、改めて深く考える機会となりました。境界紛争で一方の当事者に偏りすぎないバランス感覚や、困難な案件であっても妥協しない粘り強さは、全て倫理意識の表れだと思います。小久保先生の、「倫理は質の担保である」という言葉を胸に、これからも自己研さんに励み、プロフェッショナルとして質の高い仕事を提供し、今後も社会に貢献できる調査士を目指していきたいと思いました。

センターおおさかでは、境界紛争解決手段の1つであるADRを理解し、境界紛争の相談に応える体制作りを整えるため、毎年研修会を開催しております。関与構成員以外にも受講希望者を募っておりますので、ぜひ次の研修会にご参加いただき、会員皆さまの日常業務でも、境界紛争問題に直面し、解決方法に迷われたときには、当センターをご利用いただければと思います。

（境界問題相談センターおおさか推進委員・杉田育香）



大阪法務局職員表示登記実務研修の報告

令和8年2月12日（木）令和7年度大阪法務局職員表示登記実務研修が旧大阪法務局駐車場と大阪土地家屋調査士会館4階会議室で行われました。この研修は法務局職員に向けたものであり、一昨年、昨年に引き続き大阪土地家屋調査士会館が外部講師として招聘されております。大阪法務局職員がTS（トータルステーション）の操作技法を知る機会となるものです。受講者は主に若手職員で、大阪法務局本局以外に支局・出張所の不動産登記部門の表示登記業務を携わっている職員だけでなく、権利登記、国籍、戸籍、供託の民事行政部の職員や、総務部、訟務部、人権擁護部などの職員15名が参加されました。

今年は1日だけの研修となりますが、午前は、業務研修部の中山武彦理事が一昨年、昨年に引き続き、座学「測量の原理」を講義されました。測量の基礎である測量の3要素である『距離』『角度』『高さ』を用いて地球上の位置関係を測り、その結果を数値や図面の説明でありました。測量は、①机上で測量の概略計画を立てる、②現場で測量の準備を行う、③測量機を使用して観測する、④観測データを計算する、⑤図面を作成する流れになる説明が続いてあり、その測量技術や知識を表示登記にどうか、また、測量にはつきものの誤差のことなど難しい内容もパワーポイントを用いて話されました。



座学前に調査士会館で光波測量（TS）の設置作業を行いました。

お昼休憩の後、旧大阪法務局駐車場に測量機器を持ち込んで3班に分かれて当会会員によるトータルステーションで実技演習を行いました。研修後は大阪土地家屋調査士会館へ戻って、座談会が行われ、普段交流することのない法務局の職員たちと和気あいあいとした中、本日の受講の感想や土地家屋調査士業務に関するたくさんの質問が出されました。

次年度もまた当会の会員が講師として、将来の表示登記担当者になられることのお手伝いのできたらいいなあと思っております。

（社会事業部）

講師担当者（敬称略）

業務研修部：河崎 尊、藤野 充

上田 大人、松川 浩一

中山 武彦

泉州支部：黒田 成宣



人権擁護委員イメージキャラクター
かたばみの妖精「たばみん」

仕事と人権、どこでつながる？

大阪法務局 人権擁護部

vol.4 変わりゆく人権感覚編

1 私たちの社会は日々変化しています。「人権尊重」も同様に、以前よりも身近なテーマとなりました。かつては冗談として見過ごされたり慣習として容認されたりし、社会的非難がほとんどなかった言動でも、今では「ハラスメント」や「差別」として認識されるようになったものがあります。こうした変化は、尊厳を守る意識が高まっている証です。尊厳を損なう言動がされると、今はそれを見過ごさない社会になりつつあります。こういった変化に鈍感であると、当人は「そんなつもりはなかった」という言動であっても、他者を傷つけたり、ときには大きな非難を受けたりします。本稿では、この数年間に社会的耳目を集め、人権尊重の取組が進んだ人権課題の例を紹介します。

2 人権課題の例

(1) セクシュアルハラスメント

(例) 性的な内容の情報を流布すること、食事やデートへの執拗な誘い、必要のない身体への接触など

1989年に日本初とされるセクハラ裁判が提訴されました。この裁判は「セクハラ」という言葉が世間に広がるきっかけとなり、社会問題として注目され始めました。職場で「その服、色っぽいね」「恋人いるの?」といった発言や、業務に関係ない食事への繰り返しの誘いは、セクハラに該当します。被害者は精神的な負担を抱え、職場環境が悪化します。法整備が進んでいるにもかかわらず、近年もセクハラによる訴訟や企業の謝罪事例が報道されています。

(2) パワーハラスメントに関するもの

(例) 殴打、足蹴り、人格を否定するような言動など

「パワーハラスメント」という言葉は、2001年に命名されたそうです。もちろん、これに該当する言動はそれ以前から存在していますが、用語が誕生したことで、職場での暴言や圧力を“身近な問題”として認識させる大きな契機になったのではないのでしょうか。

(3) 妊娠、出産、育児・介護休業に関するもの

(例) 妊娠等を理由とする降格・減給、妊娠等に対して「休みを取るなら退職してほしい」「男のくせに育休とは」などの発言

妊娠を理由に降格した事案の裁判が社会的議論を喚起し、2014年には“マタハラ”が流行語となりました。その後、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、ハラスメント防止の法整備が進んでいます。

(4) 性的指向・性自認等のアウトティング

アウトティングとは、本人の同意なく性的指向や性自認などの情報を第三者に暴露する行為をいい、プライバシー権や人格権を侵害し深刻な心理的影響を与えます。大学院でのアウトティングに関する事件(2015年)の高裁判決では「アウトティングは許されない行為」と明言され、社会的認識が大きく進みました。

(5) 外国人に関するもの

(例) 特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方向的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたり、著しく侮蔑したりする内容の言動

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的に関心を集めたことから、2016年にヘイトスピーチ解消法が施行されました。しかし、今なお個人や企業等により、差別的言動がなされる事案が報道されるなどしています。

(6) 男女の役割等を固定的に捉える意識

(例) 「男は仕事、女は家庭」「男のくせに～」「女のくせに～」など

2021年、国際的なスポーツ大会運営組織のトップが、会議中に「女性は話が長い」といった趣旨の発言を行い、国内外で大きな批判を招きました。この発言は、性別に基づく固定観念を示すものとして、ジェンダー平等の観点から不適切とされ、スポンサー企業やボランティアの辞退が相次ぐなど社会的影響が広がりました。最終的に、当該トップは謝罪後に辞任を表明し、組織の信頼回復に向けて後任が選任されました。

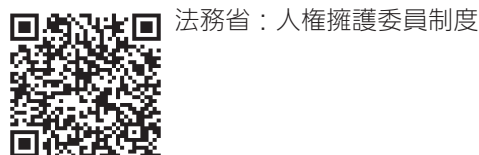
3 ここまでいくつかの例を見てきましたが、筆者が働き始めたころ（2000年頃です）、セクシュアルハラスメントについては知識があったのに対し、その他の事柄の中には人権に関わることという認識を持っていなかったものもあります。私自身、今になって振り返ってみると、当時は我慢していたけどあれはパワハラだったのでは、とか、冗談、軽口、噂話として話していたものがハラスメント、アウティングに当たる行為だったのかも・・・、と思い当たることがあります。皆様におかれましても、「たしかに以前は問題視されていなかった。」というものもあるのではないのでしょうか。ある言動に対し、「〇〇ハラ」などのように、それを端的に表す言葉がつくられ、その言葉が定着する過程で他者の尊厳を損なうものという認識が社会浸透してきたのだと思います。

4 さて、今回は、この数年間に社会的耳目を集め、人権尊重の取組が進んだ人権課題として複数の例を紹介しました。これらが、以前の社会一般において人権に関する事柄と捉えられていなかったことと同じように、現時点においてはハラスメントや人権に関する事柄と一般的には認識されていない言動であっても、それによって心を痛めている人がいるかもしれないということには留意する必要があります。周囲で起こっていることであっても、自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとることが、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に繋がると考えます。

5 前記の共生社会の実現に向け、法務省・法務局・人権擁護委員は地域での人権擁護活動を進め、人権課題に関する知識や相談対応の技法を養っています。皆様の生活圏の周囲でも、その地域の人権擁護委員が、学校や公共施設等での啓発活動や人権相談を実施しています。まずは、普段の生活の中で人権擁護委員の活動に気づいたときに、「これが法務省の～」と認識していただければ幸いです。また、こういった人権擁護委員としての活動に関心をお持ちいただけましたら、大阪法務局人権擁護部第一課までお問い合わせください。

人権擁護委員制度の詳細については後掲の二次元コードの法務省ホームページでも案内しています。

【参考資料】



規則・規程等の制定・改正・廃止について

下記の規則・規程等に制定・改正・廃止がありました。

規則・規程等名	制定・改正	理事会承認日	施行日
境界鑑定等業務取扱会員の登録に関する規程	廃止	令和7年11月19日	令和7年11月20日
境界鑑定等業務取扱要綱	廃止	令和7年11月19日	令和7年11月20日
情報公開に関する細則	改正	令和8年1月23日	令和8年1月23日

測量CAD一筋45年!

精度の高い
計算と図化



TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】



FIELD-POCKET

現場測量アプリ【フィールドポケット】



福井コンピュータ株式会社

- 関西営業所 / 大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング6F
- 福井コンピュータグループ総合案内 / ナビダイヤル: 0570-039-291

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

新年互礼会を開催

令和8年1月9日(金)午後6時から大阪市中央区の「大阪キャッスルホテル」で新年互礼会を開催いたしました。

来賓として、大阪土地家屋調査士会副会長 山脇優子様、大阪土地家屋調査士政治連盟会長 中林邦友様、大阪土地家屋調査士協同組合理事長 辰巳好数様、顧問弁護士 板野充倫様、公認会計士 勝山武彦様にご臨席を賜り、新年のご挨拶をいただきました。憲政史上初の女性総理の言葉をお借りした当協会理事長船原大弘の馬車馬のように働き協会のますますの発展に尽力するとの力強い挨拶があり、出席の理事ら皆改めて協会の発展のため力を合わせることを確認し合いました。

その後、ご来賓の中林会長の「大阪土地家屋調査士会、大阪土地家屋調査士政治連盟、大阪土地家屋調査士協同組合、そして大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の互助と発展を祈念いたします」とのお言葉と乾杯のご発声を頂戴し、終始和やかな新年互礼会となりました。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会では随時社員を募集しています。

官公署などからの委託に土地家屋調査士のスキルを発揮して取り組むやりがいのある業務です。ぜひ入会をお待ちしています。



大公 筆吉 TAIKOU FUDEYOSI



大阪土地家屋調査士政治連盟だより

11月以降の主な活動について報告します。

11月7日(金)、大阪市西区の関西公明会館で公明党政策要望懇談会に出席してきました。当政治連盟からは、中林邦友会長、加藤幸男名誉会長、松尾賢幹事長、彦坂浩子・向井彰一・坂田宏志各副会長、松本充司会計責任者が、大阪土地家屋調査士会から井上朝雄副会長が参加。公明党からは石川ひろたか参議院議員、北側一雄元副代表をはじめとした国会、府議会議員、大阪市議会議員等の皆さんが参加しました。狭あい道路をテーマとして松尾幹事長が要望を伝えています。

1月6日(火)、大阪府庁、大阪市役所への挨拶回りを、中林会長、加藤名誉会長、松尾幹事長、彦坂副会長、調査士会から森脇英明副会長と行きました。

1月19日(月)、大阪市中央区のホテルニューオータニ大阪で公明党新春年賀会があり、中林会長、加藤名誉会長、井上直次監事、玉置広和・彦坂・坂田各副会長が出席しました。

1月23日(金)、衆議院解散により、第51回衆議院議員総選挙が行われ、われわれ政治連盟役員も自民党大阪府連および公明党を通じて推薦議員への対応に取り組んでいます。大阪10区と16区の中道改革連合の推薦依頼については他の候補者と重複するため、残念ながら今回は見送っています。原稿執筆段階(締め切りが1月30日)で結果は出ていませんが、わが国にとって重要な選挙になると考えます。

さて、3月11日(水)には大阪土地家屋調査士政治連盟の第27回定時大会が予定されており、会長はじめ各役員が開催の準備を行っております。次号で定時大会報告をさせていただきます。

(広報担当副会長・向井彰一)



大阪青年土地家屋調査士会だより

《大阪青年土地家屋調査士会活動報告》

この原稿を書いているのが2月の寒い雪が舞っているときです。皆さんがこれをお読みになっているのは、もう春だね～というころでしょうか。

季節が分かりにくくなったとはいえ、寒いときは寒い、暑いときは暑いですね。測量にはこの極端な気候というのはとても堪えるもので…

でも、どの業界でも日々技術が進歩しており、今やAIのニュースを聞かない日はない時代になりました。

測量でも、ドローンが出てきて、今や建設業界では敷地の測量に活用され、今はドロガーというコンパクトで安価な装置で、歩きながら三次元測量ができるくらいになっています。新技術の習得は、あまり知識のない私にはなかなかつらいものがありますが、歩いて測量ができるのであれば、気候の影響が少なくなりますし、時間の短縮も図れるでしょう。

土地家屋調査士倫理綱領に「研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る」があります。

最近の技術の発達を耳にすると、この倫理綱領が私の胸に突き刺さります。新技術の習得はつらいと書きましたが、それを乗り越えれば、効率よく(悪くいえば楽に…)業務が進むのだと自分に言い聞かせ、「研鑽」に努めたいと思います。

新技術に詳しい皆さま、いろいろお聞きすることがあると思いますが、お助けいただければ幸いです。

(中央支部・富岡 隆)

新入会員募集

われわれは新入会員を随時募集しております。
入会金・年会費は無料、誰でもOK

入会ご希望の方は、滞標ネットの滞内メールで、大阪青年土地家屋調査士会の京谷智弘まで、入会希望の旨のメッセージを送ってください。

令和8年度 第88回定時総会のお知らせ

日 時：令和8年5月29日(金)午後1時開催予定

場 所：ホテル日航大阪

大阪市中央区西心斎橋1-3-3

電 話：06-6244-1111

アクセス：大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅8号出口直結

会 員 異 動 (R8・3・1 現在)

入 会 者 (2名)				
氏 名	登録番号	支 部	入 会 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
山 本 昌 平	3521	北摂	8.2.2	〒562-0024 箕面市栗生新家二丁目12番20号 ☎072-710-1250 ☎FAX072-714-2025
池 田 大 助	3522	大阪城	8.2.2	〒541-0053 大阪市中央区本町1-7-1 三星本町ビル4F ☎06-6266-3766

事 務 所 変 更 (6名)					
氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 出 年 月 日	新事務所所在地・電話・FAX 番号
大久保 綱 之	3216	中河内	中河内	7.12.19	〒574-0043 大東市灰塚4丁目6番47号 ☎072-391-4802 ☎FAX072-391-4802
水 野 貴 由	3307	北河内	北河内	8.1.5	〒576-0033 交野市私市3丁目9番2-204号 ☎072-896-8400 ☎FAX072-896-8785
西 川 文 明	3430	北	北	8.1.7	〒530-0047 大阪市北区西天満三丁目2番9号 翁ビル7FA号室 西川・筒井合同事務所 ☎06-7509-5865 ☎FAX06-6363-8986
森 次 裕 一	3091	中央	中河内	8.1.13	〒577-0801 東大阪市小阪二丁目19番8号 ワイエム八戸ノ里206号 ☎06-6743-7495 ☎FAX06-6743-7496
坂 中 昭 久	2898	堺	堺	8.1.22	〒599-8127 堺市東区草尾316番地2 ☎072-253-0733 ☎FAX072-253-0744
笠 原 伸 司	2869	中河内	中河内	8.2.18	〒577-0837 東大阪市寿町二丁目11番8号 ☎06-6721-3385 ☎FAX06-7508-3252



退 会 者 等 (資格取消・喪失者を含む) (13名)				
氏 名	登録番号	支 部	届 年 月 日 出 日	退 会 理 由
横 田 浩 明	2710	堺	7.12.12	業 務 廃 止
池 田 庄 作	2540	北	7.12.15	死 亡
臼 井 敬 明	3431	北	7.12.21	兵 庫 会 へ
粟 辻 寛 紀	2161	堺	7.12.25	業 務 廃 止
浅 野 晴 英	2245	北河内	7.12.26	業 務 廃 止
洲 鎌 士 郎	3491	北摂	7.12.26	長 期 休 業
窪 田 圭 佑	1238	中央	8.1.7	業 務 廃 止
村 富 隆	2211	北河内	8.1.19	業 務 廃 止
戸 川 勝 寛	3500	北	8.1.19	東 京 会 へ
藤 田 由 華	3470	大阪城	8.1.19	兵 庫 会 へ
久 保 尚 之	3208	大阪城	8.2.1	徳 島 会 へ
古 谷 崇	3362	大阪城	8.2.1	東 京 会 へ
板 垣 改	3487	北	8.2.1	東 京 会 へ

法 人 事 務 所 会 員 関 係

新 規 登 録 事 務 所 (2 法 人)			
名 称	支 部	社 員 ・ 会 員 登 録 番 号	事 務 所 所 在 地 ㊤主たる事務所 ㊦従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 森田登記測量事務所	大阪城	森田 憲幸 3414	㊤ 〒535-0022 大阪市旭区新森四丁目6番7号 ☎06-6180-7735 ㊦06-6955-2282
土地家屋調査士法人 松本総合事務所	大阪城	松本 悟 3356 森田 幸一 3509	㊤ 〒536-0023 大阪市城東区東中浜三丁目15番10号 ☎06-6962-5801 ㊦050-3737-4025

登 録 事 務 所 変 更 (2 法 人)		
名 称	支 部	事 務 所 所 在 地
PGM土地家屋調査士法人	北	㊦ 〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 ☎06-6136-6508 ㊦06-6136-6509
土地家屋調査士法人 林事務所	北	㊤ 〒553-0003 大阪市福島区福島五丁目1番7号 西梅田ビル10階 ☎06-6467-8980

第11回常任理事会

令和7年11月19日(水)午後3時30分から本会3階役員室で第11回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き第5回理事会についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>松島・山脇・井上(朝)・森脇・川口・吉田・河崎・田中(秀)

個別報告

①会館検討について

審議事項

- ①近畿大学寄附講座の担当講師について
- ②立命館大学寄附講座の担当講師(大阪会)について
- ③第5回理事会について

協議事項

①会則第103条(領収証)の改正について

第12回常任理事会

令和7年12月10日(水)午後4時から本会3階役員室で第12回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、会則の一部改正についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>松島・山脇・井上(朝)・川口・吉田・河崎・田中(秀)

個別報告

- ①会館について
- ②PCAクラウドの契約更新について
- ③堺市における道路境界協議書の偽造について
- ④「紛議調停申立事件」について
- ⑤令和8年度大阪大学寄附講座について
- ⑥電子基準点設置準備委員会について

審議事項

- ①池田市災害時における支援協力に関する協定書の締結について
- ②業務一時中止の届出について
- ③戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理

- ④規程モデルの一部改正への対応について
- ④大阪工業大学寄附講座の講師の推薦について

協議事項

- ①関係団体等への新年挨拶について
- ②交通費や日当に関する規則の一部改正について
- ③会則別紙入会金及び会費に関する規程の一部改正について
- ④電磁的会議準備費運用規程改正について
- ⑤会則(第57条、第59条、第103条、第105条)の一部改正について
- ⑥支部規則モデルの一部改正について
- ⑦専務理事の賞与の支払い額変更と退職引当費の新設について
- ⑧専門的業務賠償責任保険および施設賠償責任保険の加入について

第13回常任理事会

令和8年1月6日(火)午後3時00分から本会3階役員室で第13回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、傷病見舞金の請求についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>松島・山脇・井上(朝)・川口・吉田・河崎・田中(秀)

審議事項

- ①戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程モデルの一部改正への対応について
- ②民間総合調停センター運営委員会および財務委員会の委員留任・退任の確認について
- ③傷病見舞金の請求について
- ④第6回理事会について

協議事項

- ①会館の耐震補強およびリノベーション工事について
- ②会則第19条、第88条、第89条改正および事務取扱手数料規程(新設)について
- ③会則改正に伴う諸規則改正の中期計画について
- ④事業部再編後の所掌委員会について
- ⑤会則別紙入会金及び会費に関する規程について
- ⑥公嘱協会行事への協賛について
- ⑦不動産関連6団体への出席者について

第14回常任理事会

令和8年1月23日(金)午後2時45分から本会3階役員室で第14回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き第6回理事会についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞松島・山脇・井上(朝)・森脇・川口・吉田・河崎・田中(秀)

審議事項

- ①サイボウズOfficeライセンス更新について
- ②事務局職員の新規採用について
- ③「公益通報」に対する対応について
- ④第6回理事会について

第15回常任理事会

令和8年2月18日(水)午後4時から本会3階役員室で第15回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、令和8年度事業計画案についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞松島・山脇・井上(朝)・川口・吉田・河崎・田中(秀)

個別報告

- ①境界問題相談センターおおさか運営規程の一部改正について
- ②令和7年度の職務上請求書等の取扱状況について

審議事項

- ①職員給与表の見直しについて
- ②第7回理事会について

協議事項

- ①令和8年度各種表彰候補者の推薦について
- ②令和8年度事業計画案について
- ③令和8年度予算案について
- ④会則別紙 入会金及び会費に関する規程の一部改正について
- ⑤茨木市会計年度任用職員の継続派遣について
- ⑥令和8年度の年間スケジュールについて
- ⑦令和8年度第88回定時総会について
- ⑧支部助成金交付規則の廃止について

- ⑨旅費規則及び会務運営規則の一部改正について
- ⑩会則別紙 事務取扱手帳料に関する規程の新設について

第4回理事会

令和7年9月11日(木)午後4時00分から本会4階会議室で第4回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審議事項

- ①第1号議案 境界鑑定等業務取扱会員の登録に関する規程・境界鑑定等業務取扱要綱の廃止について

〔提案理由〕 令和7年3月7日開催の理事会で「境界鑑定委員会規則」の廃止が承認されたことに伴い、関連する「境界鑑定等業務取扱会員の登録に関する規程」「境界鑑定等業務取扱要綱」の廃止、施行期日は令和7年9月12日からとすることを提案する。

〔結果〕 継続審議とすることが賛成多数で承認された。

- ②第2号議案 4階会議室75インチディスプレイの購入について

〔提案理由〕 前期からの引き継ぎにより、大人数への説明対応を目的として、照明を落とさず鮮明に表示される大型モニターの購入、既に購入している65インチディスプレイと今回購入予定のモニターの2台に同じ内容をワイヤレスで表示させることができるようにするための「ワイヤレスHDMIエクステンダー」の購入を提案する。なお、購入費用について、75型ディスプレイ1台¥433,719-(税込)は本年度の予算に計上している購入資産の科目で資産計上し、ワイヤレスHDMIエクステンダー¥91,080-(税込)は会館維持費の備品費から支出し購入する。

〔結果〕 提案のとおり全会一致で承認された。

③第3号議案 建築基準法第12条に基づく定期報告作業について

[提案理由] 令和7年4月1日施行（大阪府内6特定行政庁のみ）の建築基準法第12条の法改正により、本年度から本会会館が特定建築物の調査、防火設備の調査を行い、大阪市に報告することが義務付けられる建物に該当することとなった。定期報告書の提出は2種類あり、3年に一度の報告となる「特定建築物の調査」と毎年の報告が必要になる「防火区画における随時閉鎖式の防火設備の検査」がある。本年度は初年度で両方の検査報告書の提出をするため、「特定建築物の調査」¥83,000-（税別）および「防火区画における随時閉鎖式の防火設備の検査」¥220,000-（税別）が必要となるため、2つの調査・検査費用の¥303,000-（税別）を会館維持費の維持管理費から支出し実施することを提案する。

[結果] 提案のとおり全会一致で承認された。

④第4号議案 Zoomウェビナーの契約先の変更について

[提案理由] 研修会で利用するZoomウェビナーについて、現在（株）ブイキューブを代理店として契約を行っているが、今年度、（株）ブイキューブの他に（株）大塚商会で見積を取ったところ、サブスク契約の提案があり、初年度については両社の年間利用の費用は変わらないものの次年度以降に（株）大塚商会の方が費用が安くなる。については、今年度の契約更新時から代理店を（株）大塚商会に変更してZoomウェビナーの契約を提案する。

[結果] 提案のとおり全会一致で承認された。

⑤第5号議案 大阪メトロ谷町線「谷町四丁目」駅看板広告の継続掲出について

[提案理由] 大阪メトロ谷町線「谷町四丁目」駅ホームに設置している当会の看板広

告について、令和8年1月25日で掲出期間が終了となるため、引き続き令和8年1月26日から令和9年1月25日まで掲出するに当たり、広告料金¥827,200-（税込）を事業費—広報活動費—対外PR費から支出することを提案する。

[結果] 提案のとおり全会一致で承認された。

⑥第6号議案 大阪土地家屋調査士会館 耐震補強設計業務について

[提案理由] 今年度の第1回理事会の第10号議案として、本会会館の今後の維持の方向性について、耐震工事および積極的リフォームの方向で検討を進めることが承認され、本年度、会館維持費に会館建替修繕検討費として¥2,200,000-の予算が計上されている。については、会館の耐震工事およびリフォームをするに当たっての耐震補強設計業務を発注する必要があるため、耐震補強、設計業務の費用として、会館維持費の会館建替修繕検討費から¥2,200,000-を支出することを提案する。

[結果] 提案のとおり全会一致で承認された。

⑦第7号議案 ノベルティグッズの発注について

[提案理由] 広報活動のためのノベルティグッズの発注について提案する。本件は、予算のうち、広報活動費の対外PR費から執行する。ノベルティグッズは、寄附講座や本会および各支部が行うイベントで使用する。昨年度より、支部の広報活動で使用するノベルティグッズを本会と一元化した結果、各支部で多く配布でき、広報活動に大きく貢献した。今期は子ども向けノベルティとして缶バッジ（3種）の発注を実施したい。今後に向けては、各ノベルティの使用状況を鑑み、予算検討を行いたいと考える。なお、グッズは、各支部の広報担当副支部長からの意見も聞いた上で選定した。

缶バッジ3種類

¥699,600-

[結果] 提案のとおり全会一致で承認された。

⑧第8号議案 資料センターシステムのサーバーリプレイスについて

[提案理由] 当会会員が、基準点管理システムで利用している資料センターシステムのサーバーリプレイスについて、資料センター運営委員会から、予算執行の提案があるため。

①サーバー費用

¥2,565,200- (税込)

②交換作業費用

¥660,000- (税込)

これらにつき、令和7年度資料センター特別会計予算のうち、①を「購入資産（サーバー購入費）¥3,000,000-から、②を「システム整備費」¥1,500,000-から支出する。なお、サーバー費用については、日々変化しているため、発注のタイミングによる見積書の有効期限などの問題を考慮し、予算（¥3,000,000-）以内での多少の増減を見越した承認を得たい。

サーバーのリプレイスは、現在のサーバーの保守契約満了（2026年1月6日）によるものである。今回SSDサーバーを選定し、HDに比べて故障リスクが減り、7年の保守契約期間の利用を見込む。

[結果] 第8号議案として審議することが全会一致で承認され、提案のとおり賛成多数で承認された。

協 議 事 項

①第1号議案 電磁的会議規則の改正について

[提案理由] 現在の電磁的会議規則は、コロナ禍でやむを得ずWEBを利用した会議も認めるとしていたが、今後はWEBを利用した会議の開催方法を会務運営の効率化のツールとして積極的に利用することを目的として規則の改正をすることについての協議

を提案する。

[結果] 第9号議案として審議することが全会一致で承認され、令和7年9月12日から施行することを含めて提案のとおり全会一致で承認された。

②第2号議案 会則第57条～第59条の改正について

[提案理由] 現在、本会に組織されている4部の業務内容を精査し、組織の再編成を図ることにより、本会与支部との役割分担についての効率化にも寄与するものと思料する。よって、会則第57条から第59条までの改正についての協議を提案する。

[結果] 継続協議することが確認された。

③第3号議案 会則別紙(入会金及び会費に関する規程)の一部改正について

[提案理由] 令和9年度から、日調連会費が会員一人当たり月額1,000円値上がりする予定である。加えて、会館の耐震補強およびリフォームの計画が進められており、これにより現時点の会館修繕積立金はほぼ消失する見込みである。そのため、早急に修繕積立金の増額が必要となっている。また、本会の部の再編成に伴い、事務所費の増加が見込まれること、会員数の減少が続いていること、さらに昨今の物価上昇により全体的な支出が増加していることなど、複数の要因を総合的に勘案し、財源の安定的な確保が急務となっている。ついては、これらの状況を踏まえ、会則の一部改正について協議を求めるものである。

[結果] 継続協議することが確認された。

この後、監事からの意見等があり 閉会した。

第5回理事会

令和7年11月19日(水)午後4時00分から本会4階会議室で第5回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などが

らの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審議事項

①第1号議案 民間総合調停センター支援連絡委員会委員の選任について

[提案理由] 中川正雄理事を民間総合調停センターの運営委員会委員に推薦しており、9月18日の民間総合調停センター理事会および運営委員会において承認されました。ついては、調査士会の民間総合調停センター支援連絡委員会委員に選任することを提案する。

[結果] 提案のとおり全会一致で承認された。

②第2号議案 境界鑑定等業務取扱会員の登録に関する規程・境界鑑定等業務取扱要綱の廃止について

[提案理由] 前回の理事会で継続審議となった本件について、「境界鑑定委員会規則」の廃止が承認されたことに伴い、関連する境界鑑定等業務取扱会員の登録に関する規程「境界鑑定等業務取扱要綱」の廃止を提案する。また、施行期日は令和7年11月20日からとすることを併せて提案する。

[結果] 提案のとおり全会一致で承認された。

協議事項

①第1号議案 会則第57条、第59条の改正について

[提案理由] 前回の理事会から継続協議している各部の再編について、引き続きの協議を提案する

[結果] 改正案について意見交換された。

②第2号議案 各部所掌委員会について

[提案理由] 会費値上げが検討される中、各事業部に限らず、広い視点で大阪土地家屋調査士会会員への貢献度合いを鑑み、事業部に限らず、各委員会においても再編成や予算・人員の最適化を検討する必要がある。そこで下記委員会について協議したい。

<廃止や内容を検討する委員会>

・滞標ネット運営委員会

(理由) 令和9年度において、サイボウズオフィスでの「滞標ネット」は運営を終えること。

一方で、次期滞標ネットを担う「(仮称) 全国統一ネットワークシステム」においては、サーバー管理や機能検討は、協議会で行うことから、令和10年度をもって廃止の検討を協議したい。

・オンライン申請促進委員会

(理由) 調査士報告方式制度のスタートもあって、9割を超えるオンライン申請がなされている現状がある一方、いまだ「オンライン申請促進」という標語を掲げている旧態依然の大阪土地家屋調査士会自体が、昨今の情勢とそぐわない状況である。変化し続ける登記行政への対応と、次に進むためにも、予算と人員を、より最適な事業部に配置することを目的として廃止の検討を協議したい。一方で、事業部の再編で、研修部においては、各支部との共催で年4回の研修が見込まれる中、漫然と同じ種の研修を継続することよりも、限られた時間と予算の中で、より優先度の高い研修事業をすべきであることも廃止理由として挙げられる。

・地籍整備促進委員会

(理由) 地籍整備促進については、土地家屋調査士業務に貢献することは明らかで、国策を支援することは当然であることは言うまでもないが、本委員会の事業目的が曖昧で、事業報告にある「情報収集」から得られる本会事業との関連性や会員一人一人への還元が明らかでないから、委員会の必要性および理事数が増員される再編後の事業部での引き取りを含め、本委員会を設置した本来の目的について改めて協議したい。

・災害・空家等対策委員会

(理由) 本委員会の事業報告をみると、委員会活動は見受けられるものの、社会事業部や理事会で議決した内容が本委員会事業報告として掲載されていることから、委員会と社会事業部の棲み分けが明確といえず、また委員会開催回数からみても、理事数が増員される再編後の事業部でまかなえる内容とみられる。委員会を維持すれば、引き続き、予算および人員を確保する必要があり、事業部の再編をもつての廃止の検討を協議したい

[結果] 見直しの対象となった各委員会についてそれぞれ意見交換された。改めて委員会での打ち合わせ、所掌部での検討をお願いする。

③第3号議案 支部助成金交付規則・業務部連絡会規程の廃止に関する規程について

[提案理由] 会則第57条、第59条までの改正に伴い、各部再編に伴い本件規程についても整備する必要があるため併せて協議を提案する。

[結果] 意見交換が行われた。

④第4号議案 役員等選任規程の改正について

[提案理由] 会則第57条、第59条までの改正に伴う各部再編に連動して、理事数について改正が必要となることから併せて協議を提案する。

[結果] 意見交換が行われた。

⑤第5号議案 情報公開に関する細則の改正について

[提案理由] 情報公開に関する規則第3条第6号および第4条第8号に規定する「会員証の顔写真」の開示場所、その方法と要件について整備するため協議を提案する。

[結果] 次回理事会の審議事項とする。

⑥第6号議案 旅費規則の一部改正について

[提案理由] 会費に関する会則の一部改正を協議するに当たり、役委員の交通費、日当、報酬についてもさらなる検討が必要だと考えられるため、旅費規則の一部改正について協議を提案する。

[結果] 意見交換が行われた。

⑦第7号議案 会則別紙入会金及び会費に関する規程の改正について

[提案理由] 令和9年度から、日調連会費が会員一人当たり月額1,000円値上がりする予定です。さらに会館の耐震補強およびリフォームの計画が進められており、これにより現時点での会館修繕積立金はほぼ消失する見込みです。そのため、早急に修繕積立金の増額が必要となっています。また、本会の部の再編に伴い事務所費の増加が見込まれること、会員数の減少が続いていること、さらに昨今の物価上昇により全体的な支出も増加していることなど、複数の要因を総合的に勘案し、財源の安定的な確保が急務となっています。つきましては、これらの状況を踏まえ、会則の一部改正について協議することを提案します。

[結果] 意見交換が行われた。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。



業 務 日 誌

◇ 12 月 ◇

- 1日・会館検討委員会（会館）
- ・全国統一情報共有・会員管理システム東京会との打ち合わせ（Web）井上副会長
 - ・「ADRの日」オンラインフォーラム（Web）京谷境界問題相談センターおおさか推進委員長
 - ・カレンダー持参（法務局枚方出張所）古屋社会事業部理事
- 2日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）角相談員
- ・大阪工業大学表敬訪問（大阪工業大学）黒田産学交流学術研究委員長、玉置同副委員長
- 3日・筆界特定制度推進委員会（会館）
- ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）辻田境界問題相談センター推進副委員長・杉田同委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）松川相談員
- 4日・総務部会（会館）
- ・業務研修部会（会館）
 - ・大阪大学表敬訪問（大阪大学）松島会長、森脇副会長、川口総務部長、黒田委員長
 - ・耐震フロア移設打ち合わせ（会館）井上副会長
 - ・カレンダー持参（法務局守口出張所）古屋理事
 - ・カレンダー持参（法務局岸和田支局）渡口社会事業部理事
- 6日・新会員研修会（7日も）（会館）
- ・新会員研修会取材（会館）渡口理事
- 8日・地籍整備促進委員会（会館）
- ・三会会長懇談会（愛知会）松島会長、井上副部長、川口部長
 - ・カレンダー持参（法務局富田林支局）田中社会事業部長
- 9日・全国統一情報共有・会員管理システム打ち合わせ（Web）井上副会長、上田漂標ネット運営委員長、松本同副委員長、和田・塚田・正井各委員
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田相談員
 - ・近プロ立命館大学寄付講座講師会議（Web）正井・上坊各講師、黒田委員長
 - ・カレンダー持参（法務局東大阪支局）古屋理事
 - ・カレンダー持参（法務局堺支局）田中部長
- 10日・正副会長会議（会館）
- ・常任理事会（会館）
 - ・産学交流学術研究委員会（会館）
 - ・近畿大学寄附講座講師会議（会館）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）中山相談員
- 11日・支部長会議（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹本相談員
 - ・会務処理（会館）井上副会長
- 12日・近プロ正副会長会議（奈良会）松島会長
- ・カレンダー持参（法務局池田出張所）森脇副会長
- 15日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- ・大阪弁護士会との意見交換会（会館）京谷委員長、山脇境界問題相談センターおおさか推進委員
 - ・大阪土地家屋調査士政治連盟常任幹部会（会館）森脇副会長
 - ・大阪市マンション管理支援機構協議会・常任委員会（大阪市立住まい情報センター）正井会員
 - ・カレンダー持参（法務局北大阪支局）奥田社会事業部副部長
- 16日・不動産関連6団体意見交換会（全日大阪会館）田中部長、奥田副部長
- ・民間総合調停センター広報・研修合同部会（Web）
 - ・大阪土地家屋調査士協同組合部長会（会館）吉田財務部長
 - ・カレンダー持参（法務局本局）田中部長
- 17日・表示登記実務研究会（会館）
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）玉置相談員
 - ・事務局職員採用面接（会館）井上副会長、川口部長
 - ・会長指導（会館）松島会長、井上副会長、

- 川口部長
- ・カレンダー持参（法務局北出張所）玉置社会事業部副部長
- 18日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
- 19日・基準点管理システムサーバーリプレイス作業（オージス総研）瀧本資料センター運営委員長、中居同副委員長、佐々木同委員
- ・民間総合調停センター広報・研修合同部会（Web）
- 22日・社会事業部打ち合わせ（会館）
- ・社会事業部会（会館）
- 23日・全国統一情報共有・会員管理システム打ち合わせ（Web）井上副会長、上田委員長、和田・塚田・正井各委員
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
 - ・事務局職員採用面接（会館）井上副会長、川口部長
- 24日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）塚田相談員
- 25日・事務局職員採用面接（会館）井上副会長、川口部長

◇ 1 月 ◇

- 6日・常任理事会（会館）
- ・新年ご挨拶（法務局本局・大阪弁護士会他）
- 7日・近畿税理士会新年賀詞交歓会（リーガロイヤルホテル）山脇副会長
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）岡本相談員
- 8日・大阪法務局人権擁護部と会報誌についての打ち合わせ（法務局本局）田中部長
- 9日・日本弁理士会関西会新年賀詞交歓会（インターコンチネンタルホテル大阪）井上副会長
- ・公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会新年互礼会（大阪キャスルホテル）山脇副会長
 - ・事務局職員採用面接（会館）井上副会長、川口部長
 - ・境界問題相談センターおおさか研修会打ち合わせ（会館）京谷委員長、辻田副委員長、山脇委員

- 10日・大阪行政書士会新年賀詞交歓会（ホテル阪急インターナショナル）松島会長
- 13日・会館検討委員会（会館）
- ・大阪府社会保険労務士会新春賀詞交歓会（シェラトン都ホテル大阪）松島会長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口相談員
 - ・全国統一情報共有・会員管理システム打ち合わせ（会館）井上副会長、浅川滯標ネット運営委員会副委員長、和田・正井各委員
- 14日・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）京谷委員長、中川境界問題相談センターおおさか推進委員
- ・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）柳澤相談員
 - ・全国会長会議・新年賀詞交歓会（15日も）（東京ドームホテル）松島会長
- 15日・業務研修部会（会館）
- ・大阪市マンション管理支援機構協議会・常任委員会（大阪市立住まい情報センター）正井会員
 - ・第3回全国統一情報共有・会員管理システム協議会・第4回統一システム選考委員会（東京会・Web）松島会長、井上副会長、松本副委員長、和田・正井・塚田各委員
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田相談員
 - ・紛議調停委員会（会館）
- 16日・財務部会（会館）
- 19日・資料センター運営委員会（会館）
- ・大阪司法書士会新年賀詞交歓会（リーガロイヤルホテル）松島会長
 - ・（一社）大阪府宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会（大阪ステーションホテル）川口部長
 - ・公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会新年賀詞交歓会（ホテルグランヴィア大阪）森脇副会長
 - ・オンライン申請促進に関する研修会（Web）
- 20日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田相談員
- 21日・産学交流学術研究委員会（会館）
- ・支部長会議と常任理事会との意見交換会（会

館)

- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）松本相談員
- ・支部長会議（会館）
- 22日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）安岐相談員
- 23日・常任理事会（会館）
- ・理事会（会館）
- ・外部講師養成講座講師挨拶（天満天神繁盛亭）黒田委員長、中山副委員長
- ・入会面談（会館）川口部長、加藤総務部副部長、八幡同部理事
- 26日・総務部会（会館）
- ・大阪土地家屋調査士政治連盟常任幹部会（会館）森脇副会長
- ・事務局職員採用面接（会館）井上副会長、川口部長
- 27日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）角相談員
- ・境界問題相談センターおおさか研修会（会館）
- ・一般社団法人大阪府建築士事務所協会新年会員交礼会（ホテルグランヴィア大阪）井上副会長
- 28日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）加藤相談員
- ・社会事業部会（会館）
- 29日・近ブロ総務・財務合同部会（Web）川口・吉田各部長
- ・一般社団法人日本測量協会関西支部新年賀詞交歓会（大阪キャッスルホテル）森脇副会長
- ・大阪工業大学寄附講座（大阪工業大学）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）池原相談員
- ・民間総合調停センター支援連絡委員会（大阪弁護士会）
- ・民間総合調停センター広報・研修合同部会（大阪弁護士会）
- ・民間総合調停センター運営・財務委員会（大阪弁護士会）

◇ 2 月 ◇

- 2日・事情聴取（会館）川口部長、西田綱紀委員長
- 3日・濡標ネット運営委員会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田相談員
- 4日・筆界特定制度推進委員会（会館）
- ・紛議調停委員会全体会議（会館）
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）古屋相談員
- ・茨木市建設部来館（会館）森脇副会長、田中部長
- 5日・北河内支部三者協議会（枚方市立生涯学習交流センター）古屋理事
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹本相談員
- ・紛議調停委員会（会館）
- 6日・予算会議（会館）川口・吉田・河崎・田中各部長
- ・近ブロ各会正副会長会議（クサツエストピアホテル）松島会長、山脇・井上・森脇各副会長
- 9日・業務研修部会（会館）
- 10日・資料センター運営委員会と兵庫会・千葉会との合同会議（会館・Web）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）森山相談員
- 12日・TS研修（会館・旧大阪法務局）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
- ・北河内支部研修会（枚方市総合文化芸術センター）山脇副会長
- 13日・近ブロ社会事業部会（兵庫会）田中部長
- ・近ブロ業務部会（滋賀会）河崎部長
- ・大阪市マンション管理支援機構常任委員会（大阪市立住まい情報センター）正井会員
- ・南河内地域意見交換会（法務局富田林支局）森脇副会長
- 14日・大分会令和7年度第3回全体研修会（Web）正井災害・空家等対策委員長
- 16日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）

- ・大阪土地家屋調査士政治連盟常任幹部会（会館）森脇副会長
- ・財務部会（会館）
- ・社会事業部会（会館）
- 17日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
- ・大阪司法書士会との打ち合わせ（大阪司法書士会館）井上副会長、川口・河崎各部長
- ・民間総合調停センター広報・研修合同部会（Web）
- 18日・正副会長会議（会館）
- ・常任理事会（会館）
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）中川相談員
- ・大阪市建設局測量明示課と打ち合わせ（会館）田中部長、奥田副部長
- 19日・総務部会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）田中相談員
- ・総務部業務連絡会（会館）
- ・筆界特定制度五者連絡協議会（会館）
- ・会館検討委員会（オフィスコム）
- 20日・近ブロ広報部会（京都会）田中部長
- ・近ブロ総務部会（奈良会）川口部長
- ・近ブロ支部長会議長等交流会（奈良会）岡田支部長会議長
- ・近ブロ財務部会（Web）吉田部長
- 22日・近ブロ研修部会（新大阪ワシントンホテルプラザ）松島会長、山脇副会長、河崎部長、上田業務研修部副部長
- 24日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）今西相談員
- 25日・会員研修会（エル・おおさか）
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）山田相談員
- ・支部長会議（会館）
- ・入会面談（会館）加藤総務部副部長、浅川総務部理事
- ・会館検討委員会（会館）
- 26日・常任理事会（会館）
- ・名誉役員会（会館）

公嘱協会の動き

◇ 12 月 ◇

- 1日・全公連第3回研修会（「zoom」ウェビナー配信）船原理事長、流王副理事長
- 6日・大阪土地家屋調査士会新会員研修会（大阪土地家屋調査士会館）講師：安倍総務部長
- ・大阪土地家屋調査士会新会員研修会懇親会（ホテルプリムローズ大阪）船原理事長、安倍総務部長、阪本業務啓発部長
- 8日・国土調査法第19条第5項指定協議（国土交通省近畿地方整備局）流王副理事長、窪田業務企画部長、阪本業務啓発部長
- 9日・第6回常任理事会（協会）
- 12日・2026講演会実行委員会（「zoom」オンライン会議）
- 18日・第5回業務部会（大阪土地家屋調査士会館）
- ・第6回理事会（大阪土地家屋調査士会館）
- ・第1回区域長会議（大阪土地家屋調査士会館）

◇ 1 月 ◇

- 8日・第2回2026講演会実行委員会（「zoom」オンライン会議）
- 9日・大阪法務局挨拶（法務局本局）船原理事長、流王副理事長
- ・第7回理事会（エル・おおさか）
- ・令和8年新年互礼会（大阪キャッスルホテル）
- 13日・入会希望者面接（協会）安倍総務部長、山内事務局長
- 19日・大阪司法書士会新年賀詞交歓会（リーガロイヤルホテル）船原理事長
- 23日・箕面市挨拶訪問（箕面市役所）船原理事長、竹内理事、中川豊能区域長、古崎耕也社員
- 26日・災害復興支援PT研究班会議（協会）西谷・窪田各常任理事、山崎理事

◇ 2 月 ◇

- 3日・第7回常任理事会（協会）
- 6日・外部監査（協会）勝山公認会計士、太田副理事長、西谷経理部長、長谷川経理部次長、

- 山内事務局長、渡邊職員
- ・第5回近公連理事長会議（クサツエストピアホテル）船原理事長
 - ・日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック3団体意見交換会（クサツエストピアホテル）船原理事長
- 12日・第25回あいち境界シンポジウム（ウインクあいち）船原理事長、流王副理事長
- 13日・第6回業務部会（大阪土地家屋調査士会館）
- 16日・全公連第4回研修会（ホテルメトロポリタンエドモンド）船原理事長
- 17日・全国理事長会議（ホテルメトロポリタンエドモンド）船原理事長
- 18日・社員研修会（エル・おおさか）
- 20日・監査会（協会）
- 24日・災害復興支援PT研究班会議（協会）西谷・窪田各常任理事、山崎理事

行事予定

◇ 4 月 ◇

- 3日(金)会長表彰選考委員会
常任理事会
- 8日(水)産学交流学術研究委員会
近畿大学寄附講座講師会議
- 13日(月)財務部会
- 14日(火)期末監査会
- 21日(火)常任理事会
理事会

◇ 5 月 ◇

- 27日(水)常任理事会
- 29日(金)第88回定時総会

◇ 6 月 ◇

- 1日(月)「測量の日」記念フェア2026

編集後記

◆令和8年が始まったと思いきや、まさに「一月往ぬる二月逃げる三月去る」の勢いで、時間が過ぎていきます。今年は、大きなスポーツイベントが目白押しで、2月のミラノ・コルティナ冬季五輪をはじめ、3月にはワールドベースボールクラシック、6月からはFIFAワールドカップが開催されます。あれもこれも観戦したくなり、さらに時間が足りません。

選手たちの競技に真摯に向かう姿は尊くもあり、まさしく職人技ともいえるものがたくさんあります。そこに、われわれ、土地家屋調査士と重なって見える部分もあるでしょう。さらに、競技によっては、ルールや環境の変化がしばしば起こりますが、選手はそこに適合していきます。この点、われわれ、土地家屋調査士はどうでしょうか。法制度をはじめ、価値観や環境、社会など、われわれの身の回りにもたくさんの変化が起きています。この会報誌でも、そのような変化をお伝えできるよう、頑張ってまいります。観戦の合間に、ぜひ会報誌もご覧ください。

(田中)

■最近のAI技術の進化はすさまじく、目を見張るものがあります。正直なところ、変化のスピードについていけない感が…。AI活用は、まだまだ手探りの部分が多いとは思いますが、可能性は無限大だと感じています。世間では「AIに取って代わられる仕事や業界は何だ？」なんてことがよく話題になったりしますが、さあ調査士業界はどのようなのでしょうか。今後、業務や生活がどう変わっていくのか、期待とほんの少しの不安が入り交じる今日この頃です。

(資料や文章作成等は比較的素人でも手を出しやすく、この会報誌作成なんか、変わっていくかもしれませんね。なお、この編集後記には生成AIは使用しておりません。)

(奥田)

■本号では、昨年の12月に実施した新会員研修会の記事および受講会員の感想文を載せさせていただいております。今年は例年に比べ、非常に多くの新会員が受講されましたので、読み応えのある感想文となっています。私は今年で登録して10年目になりますが、業務や会務を黙々と行う日々が続いている気がします。新会員だったころに思っていたこと、感じていたことを振り返り、良い会務活動につなげていければと思います。

(玉置)

訃 報



北支部
池田 庄作会員
令和7年12月15日ご逝去

▽平成9年7月22日入会

*謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます



おくやみ申し上げます

- ▽林 聖宏氏（北支部 林 公彦、尊父
令和7年12月6日没、93歳）
- ▽池田 信也氏（中河内支部 池田 信人、尊父
令和7年12月9日没、81歳）
- ▽津本 カヲルさん（大阪城支部 津本 浩昭、母堂
令和7年12月11日没、93歳）
- ▽金谷 照子さん（堺支部 金谷 充敏、母堂
令和8年1月8日没、97歳）

訃報の対応について

事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

支 部 別 会 員 数 (R8・3・1現在)

○内数字は法人会員数

支 部	会員数	増減	支 部	会員数	増減
北	150⑨	-4	北河内	66③	3
中央	117⑦	-2	北 摂	145⑧	0
大阪城	128④	-2	堺	141④	-2
中河内	103②	1	泉 州	71⑩	0
			合 計	921⑦	6-

法人会員数 67法人 (2)

※増減は前回R7年12月1日比

本会社会事業部員

田 中 秀 典 奥 田 祐 次
玉 置 直 矢 松 本 悟
古 屋 禎 孝 渡 口 優
(社会事業部担当副会長) 森 脇 英 明

支部社会事業（広報）担当責任者

北 塚 田 徹 中 央 岡 本 吉 雄
大阪城 柳 澤 尚 史 中 河 内 森 留 禎 雄
北河内 阪 本 征 仁 北 摂 辻 大 介
堺 杉 田 育 香 泉 州 酒 井 健
(事務局) 寺 田 秀 美

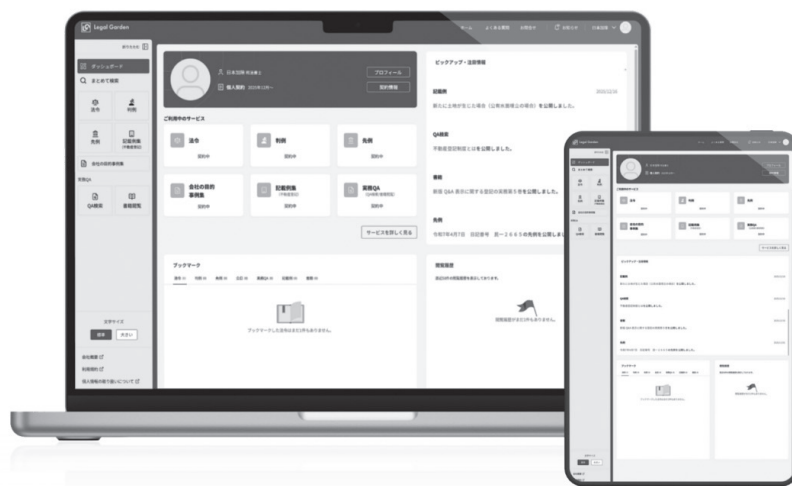
■発行所 大阪土地家屋調査士会
■〒 540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電 話 06(6942)3330(代)
■F A X 06(6941)8070
■E - mail : otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ : <https://www.chosashi-osaka.jp>



Legal Garden

登記、親族、相続に特化した 法令・判例・先例データベース

実務家の「調べる」を支える、
信頼のデータベースがさらに使いやすく。



タブレット
に対応

2026年春 使いやすく・わかりやすくリニューアル

- ✓ UIデザインを一新！マニュアル不要の直感的な操作を実現
- ✓ 「ダッシュボード」から最新情報や閲覧履歴をひと目で確認
- ✓ 「ブックマーク」でよく使うコンテンツを見やすく整理
- ✓ 「まとめて検索」で複数のコンテンツを自然文で網羅的に調査
調べる時間を大幅に短縮

<収録コンテンツ>

- 法令：現行法令・旧法令に加え、改正履歴も収録
- 判例：登記・親族・相続に関連する判例を収録
- 先例：登記・供託・戸籍の先例を収録
- 会社の目的事例集：法人登記における「会社の目的」を、実際の事例から検索可能
- 記載例集：不動産登記の申請書及び添付書類の記載例を収録
- 実務QA：登記実務の疑問に答えるQAを収録。電子書籍の閲覧も可能



日本加除出版 リーガルガーデンサポートデスク

【営業時間】9:00~17:00 月~金(祝日は除く)
お問合せ先 lg@kajo.co.jp

大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約 **06-6942-8750**

受付/月—金 9:00~17:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話(06)6942-8750(代表) FAX(06)6942-8751

E-mail:soudan@chosashi-osaka.jp



